

第五回 「利子論」 (1982. 11. 30)

司会 (青才) 今日は、半年近く続けてきました研究会の最後として、第三篇第三章「利子」および終章「資本主義経済の総過程」のところで議論していただきます。まず、小湊さんの方から問題点を出示していただきたいと思います。

報告者 (小湊) それでは報告いたします。順序としては、テキストにしたがって商業信用、銀行信用、銀行資本、商業資本、恐慌の現実過程および資本主義経済の総過程の順に見てゆくことにします。

一 商業信用について

① 利子の根拠。大内『原論』では、宇野先生の旧『原論』にならって利子の根拠を地代＝土地所有の関係に求め (635頁)、この宇野説をさらに積極的に前面に押し出しつつ、体系的な一貫性を追求する形になっています。すなわち、たんなる土地所有を根拠に地代が支払われるという関係が成立しているばあい、産業資本の遊休資金が土地購入資金にあてられれば、その遊休資金については利子が見込まれる。そうになると、商業信用の段階において既に、個別産業資本が相互に与え合う信用には少なくとも潜在的には当然利子を伴うことになる。もっとも、この段階では利子は商品価格のうちに埋没しており、したがって未だ独立の範疇としては現われない、とされておりますが (643頁)。このように、大内先生のばあい商業信用において既に利子の発生する一般的根拠 (十分条件) が存在することになっており、銀行信用と異なるのはそれが顕在化し、独立するか否かの差にすぎないということになります。これに関連して、さしあたり2つの疑問が生じます。一つは、このように最初から利子の発生する根拠を措定したばあい、商業信用の段階で既に現金価格と信用価格の差として必ず利子が現われてくることになりはしな

いか、ということです。二つ目には、このように説くことによって、逆に商業信用から銀行信用への論理の展開に問題が生じはしまいか。つまり、商業信用から銀行信用への論理の展開がたんなる現象形態の変化というレベルに躊躇させられることになるのではないか、という疑問です。

② 商業信用の限界。大内説では、④商業信用の限界というばあい、そこには商業手形それ自体の限界と、この手形の限界と区別された意味における商業信用の限界とが含まれていること、⑤この後者の意味での商業信用の限界とは、商業信用によって節約されるのが流通資本に相当する遊休資金だけであって、その他の諸遊休資金 (たとえば、価格変動準備金、固定資本償却資金、蓄積資金など) は節約・活用されえないこと (それだけにとどまらず、これらの諸遊休資金はそれを保管し管理するために一定の流通費用さえ必要とすること) を指しているのだと明確に規定されていますが (645頁, 681—82頁)、これは実的確な指摘であり、大いに評価されてしかるべきだと考えます。以上の点につきましては、このテキストよりもむしろ大内先生の『信用と銀行資本』第5章のほうでより立入った精緻な考察がなされておりますので、そちらのほうもご参照願いたいと思います。そして、それにもかかわらず、このテキストではどういう訳かこの点について議論が必ずしも十分に行われていないこと、したがってまた、この折角の重要な指摘が以下の論理の展開過程で十分に生かされないままに終わってしまったのではないかということを、ここではさしあたり指摘しておくにとどめまして、先を急ぐことにします。

③ 商業手形の限界。この点につきましてはテキストでは、まず①手形流通の确实性の限界

(つまり、手形は個別資本同士の合意にもとづいてのみ流通するものであるから、取引の相手が常にその受取りに同意するか否かは分らないということ)と㊸流通範囲の限界(つまり、㊸のような理由から、手形の流通が概して日常的に取引関係のある諸資本の間に限られており、とくに労賃の支払いには手形は原則として使用されないこと)の二点に要約しております。つづいて、このような限界が何故生ずるのかと自問して、それについては従来諸説は形式的な限界と実質的な限界、とくに後者に重点を置いて説明してきたが、しかし銀行券との関連で考えるばあいもう少し厳密な考察が必要だとされたあと、結局それは手形が期限をもち、その信用が発行者(支払人か——引用者)の将来の支払い能力にかかっていることに起因するのだと自答されています(645—51頁)。

右の指摘は、銀行信用展開との関連で重要な指摘だと思います。しかし、先生のばあい、手形流通がその確実性と流通範囲とに限界をもっているということと、その原因が結局は手形が期限をもちその信用が支払人の将来の支払い能力にかかっているということとの間に若干論理のギャップがあるように思われます。これは、手形と銀行券とをいきなり比較対照して両者の相違点を求められたことによるものではないかと推測されますが、どうなのでしょう。

二 銀行信用について

㊸ 銀行信用の効果。大内先生のばあい、銀行信用は商業信用の限界を克服して、㊸流通資本の節約をより徹底させ、㊸信用取引に伴う流通費用も節約し、そのことによって㊸銀行信用を利用した資本の利潤率を高める、そして、その増加利潤の一部が利子として銀行に支払われることになることとされております(659—60頁)。以上のロジックには基本的に賛成ですが、しかし、銀行が流通資本に相当する遊休資金以外の各種遊休資金を預金として広く集中し、それを基礎に貸出を行うことによっても産業資本の利潤率を高めるという視点が、ここで欠落していると

は言わないまでも、著しく稀薄ないし曖昧になってしまったように思われます。商業信用の限界が極めて的確に指摘されていただけに、残念です。つまり、先生のロジックですと、やや極端に申しまして商業手形の限界の克服が強調され、反対にこの「手形の限界とは区別された意味における商業信用の限界」の克服が置き去りにされることになりはしませんでしょうか。この点は、実は銀行信用についての規定と深くかかわっておりますので、つぎにそれを取り上げたいと思います。

㊸ 銀行信用。大内『原論』では、銀行信用は「銀行が手形を割引き、それと引換えに自己の発行する銀行券を交付するという形をとって成立する信用である」(652頁)と規定されております。つまり、銀行による手形割引は専ら自己発行の銀行券で行われるものとされています。これは、商業手形から銀行券へと連続させてロジックを展開しようという意図によるものと推測されます。

しかし、この点について申しますと、宇野説のようにまず預金による遊休資金の集中、貨幣による割引を説いたうえで、さらに進んで銀行券による割引を説くという展開では何故いけないのでしょうか。と申しますのは、このようにいきなり割引はすべて銀行券で行われるものいたしますと、さきに申しましたように商業手形の限界の克服の側面が正面に出過ぎ、反面この「手形の限界とは区別された意味における商業信用の限界」の克服が十分に説けなくなる恐れがあるからです。

㊸ 発券の基礎である預金の必然性。大内『原論』では、「三 銀行資本」において㊸発券の基礎は預金にあるとされ、㊸預金の必然性は結局、産業資本の各種遊休資金を銀行が預金として受入れることによって、産業資本にとっては不生産的費用である貨幣取扱費用＝流通費用を節約することにあると明確に規定されております(681—83頁)。賛成です。しかし、この優れた指摘が、「二 銀行信用」において行われず、銀行資本成立の必然性との関連で「三 銀行資

本」で行われているのは、若干理解に苦しみます。これはさきの①、②とも関連することなのでしょうが、銀行信用がたんに商業手形の限界を克服するにとどまらず、また「手形の限界とは区別された意味における商業信用の限界」をも克服するものであるからには(682頁参照)、預金の必然性はむしろ銀行信用のところで取扱われるのが順当なような気がいたします。

④ 平均利子率の決定因。大内説では、平均利子率の水準は、「背後から価値法則の規制を受けつつ決定される生産価格や平均利潤率」とは異なって、「原則として最高水準は利潤率によって画されるであろうが、それとゼロとのあいだのどこに決定されるかは、もっぱら資金にたいする需給関係に依存する」ものとしたうえで、利子率にとってより重要なのは、その絶対的水準＝中位の水準ではなくして、その変動であるとしている。そして、変動そのものの発生原因が簡単に触れられ、さらに掘下げた分析は景気循環との関連において為されることになっている(672—74頁)。優れた指摘であり、賛成です。

三 銀行資本について

① 銀行資本の分化・独立。大内説においては、まず銀行が「全社会的にみれば、流通費用を節約し、かつ遊休資金に資本として活用する道を開き、両面から利潤率を高める作用」をもって、点が指摘され、つぎに「資本はこの増加された利潤の一部を銀行資本の利潤として分配してもなおかつより高い利潤率を確保できる。より具体的に言えば、専門的に銀行業務を遂行するような資本の提供する受信・与信のサービスは、産業資本や商業資本にとって需要されるものなのであり、したがってそこへの投資は利潤を確保しうる」ものだとされ、まさにこの点こそ銀行資本成立の根拠であるとされている(683—84頁)。賛成です。

つぎに、産業資本のどの部分が銀行資本として分化・独立したのかという点について、大内先生は産業資本の①信用取引に伴う流通費用(与信面)と②貨幣取扱費用(受信面)とが社

会的に分離・集中されて銀行資本に転化したのだと明確に規定されております(684頁)。この点も賛成です。なお、この点についてついでながら申しますと、日高説の「商業信用にともなう流通費用の独立集中したもの」という規定(日高普『全訂経済原論』188頁)は若干不十分だと思います。

② 発券の集中。大内説では、原論においては「発券の集中」まで説くことはできないが、しかし「銀行資本は……相互のあいだに何らかの組織を形づくり、一種の協力関係によって業務の円滑化をはからなければならない」(686頁)、ところで、それではこの組織化の理由は何かということの問題にして、それは「さしあたり銀行業務のもつ一種の社会性にある」(686頁)とされ、つづいてそのあと具体的で詳細な説明がなされております。賛成です。そして、さらにその底には、商業信用の個別性と対比される銀行信用の社会性が存在しているものと考えられないでしょうか。

四 商業資本について

① 商業資本の本質。商業資本の本質を「流通資本及び流通費用」の独立したものとする宇野説にたいし、大内説は日高説とともに「基本的には産業資本の流通費用が分化して……独立した資本になったもの」(698頁)と規定しています。賛成です。したがってまた、大内先生のばあい、商業資本の商品仕入れ資金は基本的には商業資本の自己資本でなく、信用を利用したものとされております(692—94頁)が、これも評価すべきだろうと思います。

② 商業資本の「倒錯性」。テキストでは、「商業資本の活動の成否が(利潤率の高低、ときには仕入価格や販売価格までもが——引用者)多分に個人的能力の差によって左右されるということになると、……とうぜん利潤は資本家としてのかれの活動の成果であり、それによって生み出されるものだという観念が生ずる。」(711頁) → その結果、利潤が利子と企業者利得とに分割されるが、しかし、それは「資本家

的な観念の一傾向として捉えておくしかなく」（714頁）、「原論においては、資本家の観念のなかに存在する計算方法にとどまる」ものとしている（717頁）。

この点に関連して、大内先生のばあい商業利潤の捉え方が不正確というか、今一つ理解に苦しむ点があるように思われます。すなわち、

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{販売価格} - \text{仕入価格} = \text{収入} \\ \quad \quad \quad (= \text{商業資本の粗収益}) \cdots \cdots (1) \\ \text{収入} - \text{販売費用} = \text{利潤} \cdots \cdots (2) \\ \text{利潤} - \text{利子} = \text{企業者利得} \cdots \cdots (3) \end{array} \right.$$

としたばあい、テキストの702頁以下で展開されている商業資本の利潤としては、上式(2)の利潤が考えられているように思われます。しかし、先生の御説では商品仕入れ資金はすべて信用を利用することになっておりますので、その商品資本にたいする利潤ということになりますと、(3)の企業者利得でなければ平仄が合わないことになります。（宇野説のばあいは、商品仕入れ資金も自己資本ですから、その利潤も上式(2)の利潤でよい訳ですが。）もし仮りにそうだといたしますと、大内説では果して利潤の利子と企業者利得とへの分割が言えるのかどうか、疑問とせざるをえないことになりますが、この点はどうかのでしょうか。

五 恐慌の現実的過程について

① 恐慌論における信用及び商業資本の役割。大内『原論』では、信用や商業資本の役割に焦点をあつめながら、恐慌のより現実的な過程が考察されております。またそこでは、利子率の変動、信用及び商業資本の機能の動的な把握が行われております。賛成です。ここでは兌換について質問をしたいと思います。先生のばあい、ブーム期には「地金としての金の価格騰貴 → 兌換請求の開始」、またパニック時には「銀行券にたいする信用の崩壊 → 兌換請求の殺到」といった具合に、銀行券の兌換請求がいわば「二段構え」で考えられているように見受けられますが、そのように理解してよろしいでしょうか。

② 原論における恐慌論の性格づけ。たとえば戸原説では、価値論、利潤論、利子論などの各論は「一定期間にわたる変態ないし変動をその収斂点に凝集させ、いわば無時間的な静態的世界像に圧縮して、そこにおける均衡関係のうちに法則の基準を見出すこと」が主な課題であるのにたいし、恐慌論は「この法則的基準を踏えたうえて、その世界像が好況・恐慌・不況という時系列のなかでいかにそこから乖離しつつ変動するかという、法則の動態面」を考察の主題とするのであるから（戸原四郎『恐慌論』55—58頁）、篇別構成からみると、それは利子論の枠外に出ることになります。これにたいし宇野説と大内説とは、前者が信用と景気循環・恐慌との関係を取りあげ、後者が信用・商業資本と景気循環・恐慌との関係を取りあげるといふ相違を残しながら、いずれも利子論の枠内におさまっております。また日高説は、形式的には利子論の枠内におさまっているようにみえながらも、実質的には枠の外に出て、資本主義経済の動的総過程を考察しているように思われます。ちょっと見回しただけでも、このように各人各様であり、そして勿論、恐慌論もその人その人の原論の全体系との関連で考えられなければならない訳ですから、それだけを切り取って論ずるのは少々無理な話であることは承知のうへでお話ししているのですが、原論における恐慌論の性格づけ・位置づけはどうしたらよいのか、ここでご検討願いたいと思います。

六 終章について

資本主義経済の総過程。大内先生のばあい、終章は資本主義経済の総過程ということで、資本主義の倒錯性との関連で原論の大筋を今一度たどってみたいうえて、資本の隠蔽作用＝物神化を論じ、三位一体の範式で括っておられます。この原論の最後を何で括るかというのも恐慌論と同じで各人各様ですが、一体何で締め括るのが順当なのでしょう。ご検討願いたいと思います。

司会 どうも有難うございました。それでは、大内先生、ご発言をお願いいたします。

大内 大きくわけて、利子の根拠の問題、信用の一連の問題、商業資本の問題、恐慌の問題、という4点にわたってコメントされていたように思いますので、以下簡単にお答えしたいと思います。

まず利子の根拠の問題ですが、これはたいへんやっかいな論点でして、いろいろ首をひねって、一応こういう解決を与えたわけですが、本当にこれでいいかどうかについてはいろいろ議論があらうかと思えます。ただまあ、そもそもの問題意識といえますか、最初の出発点は、無論『資本論』から出発したのですが、『資本論』の場合には利子の根拠についてはご承知のとおり、結局、他人の資金を貸り入れてそれを生産的に利用すると利潤が生まれる、従って、その増加した利潤の一部分が利子として支払われるのは当然であるという形でしか与えていないのではないか、という疑問を、戦後割合に早い時期から感じていたのですね。それは確かに、利子を払いうる根拠の説明にはなりうるとしても、しかし、利子を取り得る根拠といえますか、あるいは借り手が利子を払わなければならない根拠はそれで果して説明できるのかどうかという疑問が、実は最初の出発点としてあったわけですね。今から思い出しますと、降旗君とか岩田(弘)君が大学院にいた頃、『資本論』を読んでいたのだったか宇野『原論』を読んでいたのだったか忘れましたが、だいたい議論したことがあります。無論、利子の根拠というからには、利子を払いうる根拠、つまり価値の増加分がどこにあるかということを読かなければならないが、しかし価値が増加したからただちにその一部を貸し手に渡さなければならないという根拠はそれでは十分に説明できないのではないかと。というのは、マルクスが想定しているように、貸付資本というのを一方に前提してしまい、やや極端に言えば、産業資本の方はもっぱら資金を借り入れて経営をしているという形になれば、いわばすべての資本が借入れ資本の上に立って

実現するのは平均利潤だということになる。そうするとその平均利潤の中からどうして、必然的に利子を支払わなければならないのかという問題が出てくる。もちろん法律的に言えば、人のものを借りて使ったのだから、お礼を払うのは当たり前だといえれば当たり前なのかもしれないが(笑い)、果して経済学的に考えて、それだけで十分な説明なのかという疑問が根底にあった。その疑問に他の経済学者は誰もまともに答えた人はいないのではないかと思います、わずかに手懸りを与えているのは宇野先生の旧『原論』だった。この点、私の別著『信用と銀行資本』に収めた論文ではもう少し詳しく宇野説を検討しておきましたが、宇野先生の場合には原論の体系として地代論が利子論の前に出ていて、その地代論を説く場合に、その点をかなり積極的に主張されている。つまり、まず地代を説けば地代なるものが、土地を単に所有するという事実にはたいして支払われる剰余価値の分与だということが明らかになる。それが根拠になって、次には、資金を単に所有しているということにたいしても剰余価値の分配がおこなわれる必然性が生ずる、というのですね。そして、何故地代論が利子論よりも先に出てきたのかといえれば宇野先生の場合にはいろいろ説明が出入りしているようです。例えば土地を利用して生産することの方がより基本的である、したがって地代論を先に説くというような説明もありますが、おそらくこういう構成を支える一つの根拠は、まず地代を説いて、所有そのものにたいして剰余価値の分配がおこなわれるという関係を明らかにして、それから利子論に入るのではない限り利子の根拠は説けない、というところにあったのではないかと思われるのです。ところがそのあと、利子論の方へゆきますと、その展開がかなりボケていて、かならずしもはっきりしなくなる。これは一つには、宇野先生の利子論の構成の仕方にもよるのではないかと思います。つまり、先生は利子論を商業信用から説き起こすという考え方をしておられますが、商業信用のところでは利子を説かないで、銀行信用までい

ってはじめに利子を説く形になっている。しかも利子を説く段になると、宇野先生は、銀行資本というのは事実上貸付資本であるとしてしまう。そこでマルクスと同じように、貸付資本を利用して活動するのは利潤率を高めることができるから、そこから利子が払われるのだ、という説明になるのですね。こういうやり方をしたために、せつかく地代論のところでは提起された問題が十分に生かされないことになっているという感じが私にはしたのです。そこで、地代論を媒介にして、所有そのものにたいして剰余価値の分配が必然的におこなわれるという関係を説き、それを利子の根拠にする、というアイデアをもうすこしつめて展開してみる必要があるというのが、実はかねてからの私の問題意識だったのです。

そこで、ここでは、地代論の最後で土地所有と土地価格を説き、そこで遊休資金と土地所有との関係、およびその結果として土地価格が地代を利子率によって資本還元したものとしてきまるという関係を明らかにし、それを一つの伏線として利子の問題を説く、という形にしたわけです。しかし、この地代論の最後の部分についてもいろいろな異論が出てきているようですし、したがってそれからの展開についてもこれからのいろいろな異論が出てくるだろうと思います。ただ考えておきたいことは、事の起こりは、利子を説くときに、ただ他人のカネを使って商売をやればもうかるから、そのもうけの一部を貸し手に払うのだということだけで本当に経済学的な説明になっているのかどうか、という疑問がどうしても私の念頭にこびりついています。それを何とか解決したいというのが、問題の基礎にあったということをご理解いただきたいのです。

ところで、信用論を展開する場合、マルクスのようにいきなり貸付資本家と借入資本家を対立させるといって説けませんから、当然宇野先生のように商業信用、つまり再生産にたざさわの諸資本が相互に与え合う信用を説くところから出発しなければならないわけですが、た

だその商業信用の中にすでに利子は理念的には当然含まれている、と考えなければならない。宇野先生のように銀行信用までいって突然利子を持ち出すのでは、利子範疇は論証されたというより、密輸入されたにすぎないことになるでしょう。ですからさき程小湊君のいわれた、一般的根拠、十分条件というのがどういう意味かはその理解によりますが、私はすくなくとも、利子が発生する理念的な根拠は商業信用にあると考えているわけです。ただそれが現実に現われるか現われないかというのははなはだ厄介でして、ここにも引用しておきましたが、マルクスとエンゲルスとで解釈が非常に違っている。エンゲルスは信用価格は原則として現金価格よりも高い、だから利子はいわば原則的に含まれている、という理解を示していますし、マルクスはそうではない、例外的に長期の手形の場合にのみそういうことが起こると考えているようです。たしかに現実にどうなるかはたいへん微妙です。その一つの理由として、先程ご指摘がありましたように、商業信用で考える場合にはいずれにせよ利子というのは独立の範疇にはなりようがない、せいぜい信用価格と現金価格との差額という形で、価格の中に埋没してしか現われない、という性格をもっているということがあります。そこで、当然市場関係によって価格変動が起こりますから、したがって差額として理念的には含まれるべき利子部分の実現されることもあれば実現されないこともあるという形になる。現実の問題として、売り手市場の場合、つまり比較的価格が強気に動く場合には、信用価格の方が現金価格よりも高くなる、逆に買い手市場になって価格が軟化してくれば、両者の差がゼロになるということも起こりうるわけで、利子は事実上消えてしまう。そういう具体的な競争関係といえますが市場関係を通じて、必ず利子が現われるとは限らないという不確定な形にならざるをえないというのが利子が曖昧になる一つの現実的な根拠ですが、もう一つ、理念としては利子が入らなければならない関係がありながら、実際には商業信用でつながれる

という関係を考えると、一方で信用の受け手である者が他方で信用の与え手であるといういわゆる相互性が入ってくる。むろん、抽象的に考えれば取引の両端にいる者には相互性はないといういい方になりますが、しかし両端にある者が常に両端になるとばかりは限らないわけですから、大部分の資本は相互性でつながれることになる。そういう形になると、一方で信用価格でもって自分の製品を高く売っても、その手形で原料を仕入れてくる時にはまた信用価格で高く買ってくるということになる。こういう関係が生ずるために、利子の独立的な存在が意識されなくなるという問題がある。ただ、そうかといってかならずしもそうならない、ということはこの『原論』でも若干は説いたつもりですし、『信用と銀行資本』ではそこはかなり苦労したのですが、要するにこうして商業信用でつながれる関係の中でも、ある資本は比較的長期にわたって手形をかかえこまざるをえないのにたいし、他の資本は比較的短期に手形を手放すことが可能であるといったある程度構造的なカタよりが出てくるのではないだろうか、ということを考えてわけです。すなわち、すべてが平均的につながっているのではなくて、生産における位置とか生産の季節性とかいったさまざまな条件によって、構造的に比較的長く手形をかかえこむ立場におかれる者とあまりかかえこまなくてすむ立場におかれる者という差が入る。そういう構造的な差が入る場合には、先にいいました市場の変動関係をしばらく別としていわば平均状態を想定すると、比較的手形を長くかかえこまなければならないような資本の信用価格は、現金価格より相対的に高くなる、それが比較的短期ですむようなものはその差がなくなるか、あまり生じなくなる、こういうような形で商業信用の中にも利子が事実上含まれる、と考えてみたわけですから、たしかに曖昧だといえば曖昧なのですが、これは理論的な曖昧さというよりもむしろ現実そのものが曖昧にならざるをえない性質のもの——利子がまだ独立の範疇として成立することがなく、資本相互

の商品取引の中に潜在的にしか現われえないという構造になっているということに対応したものといいたい。これが銀行資本になると、はじめて、信用の与え手と受け手が常に両極化してくるわけですね。銀行信用にかんする限りは銀行は常に——預金は別として手形割引の関係でいえば——信用の与え手になる、そして手形割引を求める方は常に信用の受け手になりますから、そういう関係の中で利子が割引歩合として独立した範疇となる。この二つの関係を対比しつつ繋いでみたらどうか、というのが基本的な構想だったわけです。

ですから今の問題1にたいする答えは今いったことで尽きます。つまり、商業信用では利子は信用価格と現金価格との差額として現われるが、かならず現われるとはいえない。そういう曖昧な関係を商業信用はまだ含んでいる、と考えていいということですから。それを補強する理由として、前の土地所有との関係と結びつければ、所有自体が剰余価値の分配を要求する関係があるというのは、一般的ないし抽象的にはそういえばすむことですが、もうすこし具体的にいえば、非常に短期に変動する関係の中ではそういう関係は発現できない。いいかえれば、遊休資金の中でもある程度長期に遊休している資金が運用を求めるといことになるときに、その価値増殖という問題がはじめて入るのでして、きわめて短期に、一週間とか二週間の間の遊休資金は——潜在的にはそれも遊休資金だから価値増殖を要求する筈だといえそうですが、現実問題としてはそういう機能を十分発揮できない。ですから商業信用の中で出てくるような短期の手形でつながれるような取引関係の中では、先にいったように、理念的には利子の要求があったとしてもそれはかならずしも現実化できない。むしろかなり長期に手形をかかえこまざるをえないような関係が生じた時、はじめて利子の問題が登場するということになる、と考えているわけです。

小湊 ところで、それとは話が少しずれるかも知れませんが、周知のように手形の場合信用を

与える側にもメリットがあり、したがってこの段階ではかならずしも与信側で利子をとることにはならないのではないかと思います……。

大内 それだったら先にいった相互性と同じことですね。与え手になると同時に受け手になる。

小湊 はい。もちろんそれも含まれますが、それだけにとどまらずさらに別のメリットをも入れて考えているのです。つまり、与え手にも、流通期間が確定できる点や販売費用がかなり節約できるなどの点で、メリットがあるわけですね。そうするとかならずしも利子をよこせということにはならないんじゃないか、と思うのですが。

大内 それはもしそういう、流通費用の節約とか流通期間の確定とかいうメリットが——遊休資金を運用することによって一定の価値増殖ができるという関係がすでに前提されているとして——その利益よりも大きければもちろん利子を要求する必要はない。だがもし小さければ差額だけは要求してもいいということになるでしょうね。ただしこの二つは別々の要件で決まるわけだから実際どちらが大きいかということは、その時々で決まるのでしょうね。だけどそういう面をあまり強調すると、たとえば、銀行にたいして割引を求めるという場合にも同じ問題が起こるのじゃないかな。割引を求めると利子だけいわば損した形になるが、他方流通費用の節約等々によってプラスも生ずるわけだから、そうすると、節約される方が非常に大きければいいけれども、それがあまり大きくなったら割引を求めない方が得になるという関係になるかもしれない。事実、具体的には資本家はいろいろな選択をするわけで、割引を求める場合もあるだろうし、手形だけを流通させたり、場合によっては満期までもっていてもいいという行動をとるでしょう。だから、そういう個別的な計算まで入れると非常に複雑な組合せが沢山できるだろうと思います。ただ、そういうことは個別的なブレの問題にすぎないでしょう。法則的な利子の有無はそれでは説明できない……。

それから2番目の問題——すなわち、信用の

一連の問題——のうちでは、一番大きな問題は、銀行信用とか銀行資本とかいうのをどういうシステムでどういう順序で説いたらいいかという問題でしょう。従来、マルクスもそうですし宇野先生もそうですが、実際には銀行信用の成立を説きながら、銀行そのもの、あるいは銀行資本の成立は説いていない。それは事実上、歴史的に存在したというだけの話になっている。それだけにまた、預金の根拠も薄弱になっているのです。しかも宇野先生以後はその点を一層徹底させるという傾向が強くなっている。鈴木『原理論』から始まって、小野(英祐)君、山口(重克)君もそうですね、ともかく日高君を除いてみなそうですが、まず商業手形を説き、商業手形ないし商業信用の限界を説いて、その限界を解決するものとして銀行信用を説く。そして銀行そのものについては極端にいいますと煩かぶりをしてしまう。そういう論理構成になっていると思うのです。これを私は『信用と銀行資本』では、単線的だといって批判しておいたのです。つまりこれでは不十分なのでして、銀行信用というからにはそもそも銀行がなければおかしい。銀行とは何ぞやということを説かないで、ただ商業信用の矛盾は銀行信用によって解決される、といっただけでは銀行信用を本当に説いたことにはならないのではないかと、こういう疑問がどうしても残る。そこで銀行を論理のどこかで取り込まなければならない。それをただ歴史的にたまたま銀行なるものが与えられており、それが外にあったから商業信用の限界をうまく受け止めてくれた、というのではどうにも理論にならない。何とかして、銀行業務が独立の資本の担当する業務となり、それが銀行信用を受け止める、ないし商業信用から出てくるロジックを受け止めるという展開をはからなければならない。そういう意味でこの説明は、論理的にいうとひとまず二元論的になると考えて、最後にどこかでそれを締めくくるという構成をとらざるをえないわけです。そのことを別の側面からいいますと、銀行というのはけっして与信業務だけでは成り立たない、与信業

務だけで銀行を強いて考えれば、それは金貨資本にならざるをえない。ですから他方における受信業務の必然性を説いておかなければならないわけです。ところでこの二つの関係を、どういう順序でどこから説いていくかということがたいへん難しいこととなります。日高君もその点かなり苦心しており、二つのことを説かなければならないが、どちらを先に説くかは、ある程度どうでもいいという話になっていたと思います。

私もこのシステムをどう作るかということに少々苦勞したのですが、ここでは、さしあたり、商業手形から出発し、商業手形の限界という方にひとまず話を絞って、その商業手形の限界は銀行信用によって解決される——といえますか、もうすこし正確に言えば、もし銀行券のようなもの、つまり一覧払いの兌換券が成立してそれが商業手形に置き換えられるという関係が成立すれば商業手形のもっている限界はある程度解決できる、というふうにひとまず論理を展開しておく。それから他方で今度は、産業資本の循環の中で生ずる遊休資金はそれ自体としては産業資本にとってはマイナスである。マイナスという意味は、従来は遊休資金は価値増殖をしないからマイナスだとしか説かれていなかったのですが、それをもうすこし積極化して、単に価値増殖をしないだけではなくて遊休資金をかかえていること自体が流通費用を必要とするという形で——つまり単なるゼロではなくて積極的なマイナスになるということですが——それを説いておいて、その遊休資金の管理費という形で生ずる流通費用を社会的に集中して節約するという機能が要求されるのであり、そうなれば産業資本の利潤率は上がることになる点を説く。それを受け止めるものが預金銀行ですが、前に説いておいた銀行信用の関係をそこでドッキングさせることによって、与信業務と受信業務との両方をおこない信用を媒介するという銀行資本が成立をする——こういうロジックにすれば何とか説けるのではないかと考えたわけです。ですからやや模型的にいきますと、商業信用か

ら銀行信用へと流れるロジックと、産業資本の遊休資金から銀行の預金に流れるロジックとがあって、それをドッキングさせることによって銀行信用論が完成するというやや複雑な手を使っているわけです。

これにたいしてはもちろんいろいろな批判がある。そのひとつは小野君との論争で、『経済学論集』(第45巻第1号、1979年)に書きましたが(「銀行資本再論」)、小野君によると、こういう二元論でやると何か予定調和みたいになるというのですね。つまり商業信用から出発して銀行信用ということを行い、そのロジックが直線的に先へ進まないで、遊休資金から銀行へというロジックを別に出して、それをドッキングさせるということになると、何故それがうまく結びつくのかということの説明しなければならなくなる、というのが小野君による批判の要点のようです。しかし、何故こういう予定調和的關係が生ずるかというのは原論のロジックとしては答えようがない。ほかの問題でもそういうことはいくらかもある。たとえば、一方で原始的蓄積がおこなわれて労働力が遊離される、そして他方で産業資本が成立するというものも、これもどこかでドッキングしている筈でして何故両方がうまく結びついたかといわれても原論では積極的には説明のしようがない。ですから、今のところ、このような考え方でいいんじゃないかと考えているのです。

そこで小湊君の問題提起ですが、こういう問題の説き方にたいして、銀行信用の部分でどこまで説くかという点にかかってくることでしょう。私は商業信用のところでは商業信用の限界までは積極的に説いていない。つまり商業手形で節約され、また利用されるのは流通資本部分だけであってそれ以外の遊休資金は商業信用では活用できない、というところで止めておいて、それ以外の遊休資金を活用するためにはどうしてもこれをひとまず預金化しなければならぬ、そしてこの預金を根拠にして手形割引がおこなわれるということになると、はじめて遊休資金の全面的な利用ができることになる、

という形にしています。それによって商業信用の限界が完全に解決されるということになるわけです。もちろん銀行信用をもうすこし先まで展開して、預金銀行がひとまず成立したとすればこういうことになり、商業信用の限界が全部解決できる、というところまで説いてしまう、それからそれならば預金銀行はいかにして成立するかということをおぼろげに説く、というやり方もあるでしょうね。

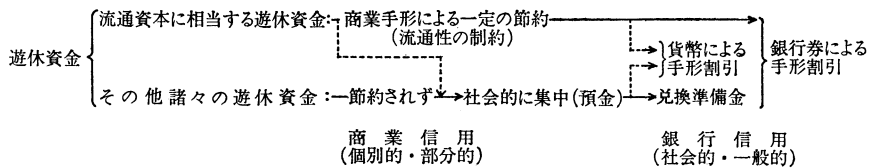
小湊 そうですね。今先生のおっしゃった後者の説き方のほうがいいように思えます。

大内 それはどっちでもいいんで、ぼくの問題は、どうしても二元論的なロジックにならざるをえないという点にあるのです。

小湊 その点も賛成なんです。ただ僕のばあいはもうすこし先生のお考えを僕なりに徹底してみたいということになるんでしょうか。あるいは、大内説と宇野説とを折衷しようとする一面

をもっているのかも知れません。そこで図を書いて一寸整理してみますと、このようになります。つまり遊休資金といってもそれには二つあるわけですね、一つは流通資本に相当する部分、もう一つはその他のいわば雑多な資金です。そして前者は商業手形によってある程度節約できる、しかし後者はそうはならない、むしろ保管や管理などほかの費用がいるということですね。商業信用によって節約されるのは流通資本にあたる遊休資金の一部だけで、かつそれさえも手形の流通性に制約があるために（もちろんそれは、基本的には手形の個別的・部分的性質に起因するものですが）かならずしも十全に節約されるわけではない。そして、この手形の流通性の制約から、先生の場合、すぐに銀行信用——銀行券による手形の置き換え——に話をもっていくことができます。

しかし、僕の考えでは、この段階では発券の



根拠はまだ説かれていないのですから、仮りに銀行券みたいなものが発行され、それと交換されるとしたならば商業手形の限界は克服されることになるだろう。ところで銀行券の発行そのものは、商業信用の限界の克服と一緒に説かなければならない、として銀行信用に入ったほうがいいのではないかと思います。そして、以上を受けて、銀行信用では商業手形の限界とは区別された意味における商業信用の限界から出発します。流通資本部分の遊休資金だけでなく、価格変動準備金・流通期間変動準備金・固定資本償却資金・蓄積資金などの「雑多」な遊休資金をも預金として社会的に集中し、——これをもとにして、——ここは先生と違うところで、僕自身よく分らないところなんです——銀行券を発行する、つまり銀行信用を説く。ただこの場合に、手形が全部銀行券によって置き換え

られるわけではなくて、銀行間の競争によりいざほとんど全部の手形が銀行券により置き換えられる（＝割引かれる）ことになるかも知れないが、さしあたり貨幣での割引の一面をも残すとしておいてよいのではないだろうか——と、このように考えているわけです。つまりこうしたほうがたんに商業手形の限界だけでなく、また商業手形の限界とは区別された意味での商業信用の限界を解決するものとして銀行信用を説く、とする先生の説を徹底することになるのではないでしょう。

青才 預金先行説……。

小湊 ええ。あるいはそういってもよいかと思います。で、集中するのは全部の遊休資金です。

大内 あるいはそういう説き方も可能かもしれませんがね。しかし、商業信用の限界というのは遊休資金の節約に限界があるという点にだけあ

るわけではなく、手形の流通性の制約という問題もある。君のようにした場合、それをどこに入れるかという点も問題になるわけでしょう。

小湊 はい。それはさきの図でいえば商業信用の限界のところ説いておくということになります。商業手形から銀行券へストレートにいったら、その限りではきれいにいくとしても、逆にいうと、銀行信用論の中でもう一つの流れとの関係がどうもうまくいかないような感じがいたします。

大内 うん、すこしギクシャクするかもしれませんが。しかし君のようにするとうまくいくかどうか、ちょっと実際にやってみてくれないと何ともいえない。もちろん、説き方はまだ工夫する余地が残っているだろうとぼく自身思っているのですが、ただこのロジックがどうしても二元的な論理構造にならざるをえないということは、今までかならずしも明確にされてこなかったもので、そこを多少明確にただけでもメリットはあると思っています。

それから、銀行資本のところ流通費用の独立、すなわち個別産業資本の場合には流通費用として現われてくるものが独立すると一つの独立した資本になるという関係を説いているという点も、実は宇野先生の場合と違う点です。宇野先生の場合は、この問題は商業資本までもち越されてしまうわけで銀行資本自体の規定はほとんどない。いいかえれば、銀行資本を形成するのは、産業資本のいかなる部分かが曖昧になってしまっているのですね。

そこで、いささか自画自賛させていただくなれば、ここでやったことでもしメリットがあるとするれば、一つは、手形の期限の問題をできるだけ明確にしてそれを理論構成の中に位置づけようとしたこと、それからもう一つは、銀行資本の本質をできるだけ明確にしようとしたこと、この2点が自分なりに力を入れた点です。これらはまだ信用論としてかならずしも定着していないようにも思われるので、今後一つの検討の材料にしていただければ、と思っています。

それからあとやや細かい点になりますが、手形割引きを銀行が現金でするかしないかというのは、これは実際問題としてはもちろん現金ですることがあってもすこしもさしつかえないのですが、ただ後で述べるような信用創造の問題を入れて考えると、銀行としては当然銀行券で割引いた方がはるかに有利でしょう。後の商業資本の場合もそうで、仕入れを手形でもってやるか自己資本でやるかという点は従来曖昧だったのですが、ぼくはこれを手形でやるということで割切ったのです。それは、仕入れを手形でやる資本と自己資本でやる資本と比べれば、手形でやった方が利潤率が高くなるのだから、手形でやると考えるのが当然だということです。銀行の場合でも、仮に銀行が2つあって、一方は預金として集めた資金でもって割引をする、他方は銀行券でもって割引をすると比べてみれば、銀行券で割引いた場合の方が利潤率が高くなる。ですから、競争の結果はできる限り銀行券で対応することになるでしょう。ただし銀行の信用が揺らぎ始めて手形が出せなくなるような場合には、ある程度現金割引という事態も起こりうるだろうと思います。そういう話は別とすれば、一般的には銀行券による手形割引と割り切った方がいいように思うのです。逆にいって小湊君のいうように、はじめに現金による手形割引きを説くと、今度はどこで銀行券の発行が説けるかという問題が生じてくる。つまり、預金を集中して現金で割引しているところに今度は銀行券を登場させるロジックがまたやっかいになる。

それからあとすこし検討していただきたい点として、信用創造の限界という論点があります。ぼくには宇野先生の限界説がどうもうまく読みとれない。つまりそれは将来再生産規模が拡大することによって形成され銀行預金として戻ってくるような資金、これを目当てにして銀行券が発行できるんだ、というのですね。したがって銀行券発行の限界は将来拡大し銀行に戻ってくるであろう遊休資金の量によって規定されているという考え方になっている。ところがこれ

が僕にはたいへん理解しにくい。しかし不思議なことにこの議論は、その後宇野先生の議論を受け継いだ人によってほとんどオウム返しに繰り返されていて、それ以上詰めようとされていないようです。

これにたいして私は、この点ではむしろマルクスに戻っているのです。この場合には銀行券というのは一つの信用通貨だから、その発行量は時々の社会的な流通必要量によって基本的には規制される。しかしそれを時系列的に、といいますか、運動の中で考えると、「その時々」といっても、将来再生産規模が拡大されてより多くの商品流通がおこなわれ、したがって流通必要量が膨脹する、こういう関係がある程度先取りしながら銀行券を発行していくことが可能である、という考え方をしてみた。つまりこれを通貨の数量の方からおさえていったらどうだろうかということ。これは近経的にいえば、マーシャルのkみたいなもので、再生産規模に応じて通貨流通量がある程度膨脹していくという関係があれば、それに対応する範囲で信用創造の幅ができてくるということになります。こういうふうに説いた方がわかりいいんじゃないだろうかというのがぼくの問題提起です。

それから、発券の集中との関連で、銀行の組織化について触れておけば、従来宇野先生や鈴木さんの場合でも、これをいきなり発券の集中にもって行ってしまったのです。

ついでにやや脱線しますが、実は従来の、とくに日本の学者の発券の集中の説き方というのはたいへんこっけいでして、発券の集中といっているながら、宇野先生の場合でも鈴木さんの場合でも、発券銀行が結局一つになるというイメージが非常に強いと思うのです。だけど、これは歴史的事実にも反する。おそらく発券が一つの銀行に集中するというのは、日本みたいな——日本だって明治のはじめは発券銀行は沢山あったわけですが、比較的早く集中してしまった——後進資本主義国のケースでしょう。私の理解では、文字通り発券銀行が、形式的には別として実質的に一行になるのは、大体20世紀に入って

から、つまり帝国主義段階に入ってからのことではないかと思います。その前にも、発券はある程度集中し、発券銀行と非発券銀行とが分化をする、そして発券銀行の数がしだいにすくなくなるといいう事実はありますが、完全に一つになるというのは歴史的事実に反する。そこで発券の集中を、段々それが一つになっていくというふうに説こうとしている人が多いのですが、それはもっといろいろな具体的条件を入れないと説きようがない。そこで、『信用と銀行資本』の方では、マルクスもある程度認識しているように、国家財政との関連という点がかなり重要な梃子になって発券の集中がおこなわれていくのであって、原論的なロジックだけで集中まで説けるかどうかははなはだ疑わしいと書いておいたのです。

しかしそうかといって、銀行は産業資本とは多少違う。つまり銀行券というのは信用貨幣ですが、信用貨幣である以上社会的に広く流通する必要がある。そういう意味の一種の社会性が必要なわけですから、そこで当然銀行間にはある程度組織化ができてくる。そこまでは原論的にいえるでしょう。それは一番簡単な形では、手形交換として現われてくる。手形のなかには銀行券も含まれていますが、その交換が必要になる。また手形の取立ての依頼、いわゆるコルレス関係ですね、そういうものからはじまって、銀行と銀行との間にある程度の組織ができてくる。それが進めばあるいは非発券銀行と発券銀行とにある程度分化するという程度のところまではいえるのかもしれませんが。しかし発券が集中するとか、いわんや発券銀行が一つになるとかいうことは、原論の中ではとうていいえないといいたいのです。

さて、つぎに商業資本のところですが、ここでは商業資本の販売価格は生産価格としてあります。これにたいし、仕入価格は、手形で仕入れてくるとすれば、信用価格で仕入れてくるわけですから、現金で仕入れてくる時よりは——先の話のように具体的には現金価格より高いとは限らないけれども、利子を負担する限りにお

いては高くなっていると考えていい。だから販売価格マイナス仕入価格という方式においては、利子問題はすでに片付いていると考えているのです。それを断わり書きしておかなかったことはご指摘のとおりでして、ちょっと説明不足だった。ただそれと商業資本の倒錯性というのは、僕の頭の中では結びついていない。商業資本の倒錯性の問題は、結局原論の最後を何で締めくくるとかという話とも関連することですね。おそらくこれは鈴木『原理論』以降そうなったのだらうと思いますが、原論の最後を締めくくるのは資本の商品化だという議論が非常に強くなっていますね。とくに佐美(光彦)君などにそれが強く出ているようですが、その原型は宇野先生の『原論』にある。宇野先生の『原論』の場合には、「それ自身に利子を生むものとしての資本」という概念が出てくる。そして宇野先生は、これは理念的には資本の商品化までいくのだけれども、資本の商品化というのは株式形式が発達しなければ現実化しない、というような形で線を引こうとされています。ところで、この宇野先生の、「それ自身に利子を生むものとしての資本」のもう一つ前に倒錯性があるわけで、商業資本の倒錯性を媒介にして、商業資本の場合には利潤というのがいわば資本家的な活動にたいする報酬というふうに受け取られ、それが企業利得として取り込まれると残りの部分が資本そのものが生んだ利子と観念されるにいたる、そこから「それ自身に利子を生むものとしての資本」という観念が生れてくる、という説き方になっているとみていいでしょう。ただこれはどうも宇野先生の段階ですでに帝国主義的な諸関係を、つまり金融資本の成立を何となく先取りしたことによって生じた問題ではないかという疑いをもっています。ただ宇野先生はあるところでブレーキをかけようとしていた。先にいったように、「理念的には」、「現実的には」という対比でいちおう線を引こうとされているかと思うのですが、そのブレーキを飛び越えてしまったのが鈴木『原理論』あるいはそれ以後の鈴木派的なものの考え方でし

よう。いずれにせよ、この問題は、資本が商品化するということまで原論の中でいおうとするとしても帝国主義論で説くべきものが原論の中にまぎれこんでしまう。そして、経済学全体としての体系性が崩れてしまうことにならざるをえない。もっとも鈴木さんの場合にはご承知のとおり、原論と段階論との区別があまりはっきりしなくなっていますから、鈴木さんの頭の中では別に矛盾しないのかもしれませんが、原論と段階論にどこかで線を引こうとしますと、方法論的にいってどうしても資本の商品化までは原論では説きようがないのですね。そこで、資本の商品化が説けないということになれば、「それ自身に利子を生むものとしての資本」というのも、原論の段階ではそう明確に説くわけにはいかなくなるでしょう。もっとも、宇野先生の場合には貸付資本という概念が非常に強く残ったものですから、それとの対応で「それ自身に利子を生むものとしての資本」というのが出てきた面もありますね。貸付資本と「それ自身に利子を生むものとしての資本」が重ね焼きになっているのです。

いずれにせよ、その説き方にはまだ行き過ぎが残っていると思うのですが、それはもう一つ前にさかのぼれば、商業資本の問題になるのですね。というのは、確かに産業資本でもそういうことがあるのでしょ、とくに商業資本では、商売のうまい下手によって利潤率が非常に変わる。そこで商業資本家は商業利潤というのは自分の活動から生ずるものであり、ただ何もしなくても利子は得られる筈なのだから、利子を越える部分が自分の活動の報酬だという倒錯した観念が生じるということから、「それ自身に利子を生むものとしての資本」が導き出されているからです。こうした倒錯性はいちおう認めてもいいのかもしれませんが、しかしそのところもある限界をもっているということを僕はいちおうとしているのです。やや曖昧ないい方になっているかもしれませんが、おそらく個人的な商業資本を考えると——産業資本でも同じですが——資本それ自体の所有と経営機能とが

現実に分化をしない限りは、この倒錯性もそう徹底的に進むことはできないのではないかと思うのです。つまり株式会社になって、資本所有そのものにたいしては利子が支払われる、あるいは配当が払われるにしても事実上それは利子化してしまふ、そしてそれにたいして経営機能はかならずしも所有者でなくともいいという分離がおこなわれれば、企業利得と利子とがはっきり分化されることになるでしょう。しかし、自己資本をもって、自分でもって商業活動なり、産業活動なりをしている資本家からみると、確かに、会計帳簿でもつける時には自己資本利子を見込んで、それを越えるものを自分の活動から生じた利得であるというふうに区別する方式がある程度は入るでしょうが、しかしその関係を全部貫くということではできないでしょうね。その点でいえば、実は株式会社の場合でも本当にそのように分化しきっているのかというやや問題がある。それだったら株式会社は全部借入資本だけでやってもよかりそうなものですが、やはり経営を安全なものとするためには自己資本比率をある程度高くしようとするわけですね。そして今の日本みたいに借入資本に主として依存するのは不健全だとみられるわけですね。この場合、自己資本がどういう意味をもっているかという、株式会社の場合でも、経営がうまくいっている時には自己資本だろうと借入資本だろうとちょっともかまわない、あるいは借入資本をできるだけ使った方が有利だということになるのかもしれませんが、経営が悪くなってくると、借入資本にたいしては利子を払わなくてはいけないということが、いわばデッド・コストになる、これにたいして、株式も含めて自己資本の場合には、極端に言えば配当率をゼロにしたってかまわないわけですから、利潤がゼロになっても耐えうるという関係をもっているわけですね。いわんや個人資本を考えると、どのみち自分の財産であり、それを使って自分が経済活動をしているという関係があるのですから、一面では観念的には資本利子とそれ以外の部分とを分離するという動きがあるとしても、やは

り自己資本であるからそのすべてが利潤を生むのであり、したがっていざとなればそれがゼロになってもまだやっていけるという幅がある。そういう意味でここであまり割り切ってしまう、資本というのは自己資本であろうと借入資本であろうとすべて利子を生むと観念し、それ以外のものを企業利得と考えるといい切ってしまうののだろうか、という疑問がそもそもあります。それを原論のロジックの中で考えれば、この問題についてせいぜいいえることは、観念的には両者がある程度区別しうる根拠があるが、しかしそれはいわば観念的な、計算上の問題にとどまるのであり、現実の資本家の行動様式がそれによって左右されるといった関係をもつものではない、という形で位置づけるしかないのではないかと考えるのです。

もちろん商業資本の場合は、仕入れ資金は利子だけを払えばいいという関係になるから、資本そのものは利子を生めばいいという観念が強くなる、ということがあるだろうと思います。

それから最後の恐慌の問題ですが、まず一番目の論点についていえば、二段構えといってもさしつかえないでしょう。つまり、兌換請求がはじまるのは好景気の末期、すなわち価格景気がある程度までつづき、価格騰貴がかなりいちじるしくなってくる段階でしょう。そしてそれが連鎖反応的に銀行の信用を揺がすようになり、それによって今度は一挙に兌換請求が殺到するようになって信用崩壊がおこるのです。そういう意味では一種の二段構えだといってもいいでしょう。そのことを利子率の方から考えているわけで、実は好況の末期に利子率がかなりはやく上がっていくという問題をどうやって説明するかということが問題なのです。もし手形割引のために銀行券が無限に出せるといういわば銀行主義的な説を採れば、景気がいくらよくなっても、最後まで利子率は上がらない筈ですね。だけれども実際には、歴史的にいても最後のブームの時には利子率がかなり急激に上がっている。このように、利子率が急激に上がるということは、兌換請求が増大してきて、準備金が

圧縮される傾向が強くなり、したがって手形割引きをできるだけ引き締めなければならないという事態が起こっていることを意味するといえましょう。そういう意味で、恐慌論として説く時には好景気の末期にまず兌換請求が起こり、その兌換請求が今度は逆に銀行信用の動揺を引き起こす、そして、そうなると兌換がいよいよ増大し、最終的には信用崩壊に到る、このように考えるべきではないかというのがここでの説き方なのです。その場合に、では兌換請求がどうしてはじまるかということですが、ご承知のとおり山口君や伊藤（誠）君はえらくむづかしい議論をしています。つまり、兌換が維持されている限りは地金と銀行券との間に価値差が生ずる筈がないのではないか、だからほかの物価はいくら上がっても、それ自体から兌換請求が生ずる必然性はないだろう、というのです。これにたいしておそらく一番最初に反論したのは馬場（宏二）君だと思いますが、馬場君の場合にはいきなり金生産まで話がとんでしまう。すなわち、そういうふうになれば、ほかの物価は上がっても金だけは上がらないことになるから、当然金生産は萎縮し、したがって金が不足するから兌換が生ずる、という形で説こうとしている。最終的には私もそういっていいと思っていますが、そこまでいきなりとぶ必要はない。つまり金が常に貨幣になるだけだというふうに考えるから、いろいろ問題が生ずるのであって、金は貨幣としても使われますが、素材としても使われる。絶えずそういう両面関係をもっていますから、ほかの物価が上がってくれば、金を素材とするたとえば金加工品も当然価格が上がる筈ですね。そうなれば金山あるいは地金市場から金を買ってきて加工するよりは、兌換請求をしてその金を素材として使った方が得だという関係が生ずるわけでして、そんなにむづかしい問題ではないと思います。

それから恐慌論については、それと原論との関係という厄介な問題があります。これは『方法論』の方である程度扱ったのですが、ご承知のとおり戸原説というのはその一つのタイプで

すね。これは原論と恐慌論というのをいわば截然と区別して、原論が静態的・均衡の状態の分析であるのにたいし、恐慌論は動態的な過程を問題にする、というのです。これに反対の立場に立つのは大内（秀明）君で、かれの場合はむしろ原論全体が動態的な扱いを必要としており、極端に言えば原論即恐慌論だという議論だといえましょう。私はやや妥協説でして、原論全部が動態的だとはいえない、あるいは動態的な関係を背後に持っているわけですが、いきなり動態的な関係としては説明できないので、ある程度静態的な説明をしながら、しかしその背後には常に動態的な関係があって、それを通じて静態的な法則性が実現される、という関係をひとまず説く、それを最後にもう一度恐慌論という形でそれぞれに受け止めなおす、という考え方をしてみたのです。そこで、ここでは原論全体のシステムとしては恐慌を二つに分けて、生産論の最後で恐慌の基本的規定を与え、分配論の最後でその現実的過程を説くという形にしたのです。高須賀（義博）君はこの点がこの本の最大の欠陥だという手紙をくれたのですが（笑）、その後書評を書いてくれたけれど、余りどういう欠陥が生じたのかは論じていないようですね。しかし、私の理解では、恐慌の一番基礎的な過程は労働力の包摂の問題ですから、実は利潤率の問題ではなくて剰余価値率の問題として生産論で説かなければならない、しかしそれを現実化させる過程は、流通を媒介として、したがって商業資本とか信用とかの関係を中に入れながら分配論の最後で説くしかない、ということになります。これを恐慌論の問題としてみると、宇野先生の『恐慌論』以後二つの問題が出てきていた。一つは、宇野先生の恐慌論の場合には価格騰貴の問題が抜け落ちているのではないかという批判ですね。というのは、蓄積がだんだん拡大され、しかも有機的構成が余り高まらないからしだいに労働賃銀が上がって（剰余価値率の低下を介して）利潤率が下がる、それが最後には恐慌になる、と考えるとしても、その場合に、労働賃銀も上がるが生産物価格も

上がるとすれば、利潤率は名目的には低下しない、だからそこからは恐慌は説けないではないか、という批判です。それにたいして極端なことをいう人は、いや労働力以外の商品はとにかく再生産がおこなわれているのだから価格が上がるにしてもその上がりかたはより小さい、これにたいして労働力の方は絶対的に供給量に限界がでてくるのだから、いわば無限に上がる筈だ、ということで宇野説を擁護してきた。この議論はまちがいでないかもしれませんが、少々極端すぎて、かならずしも上手な説明の仕方だとは思えない。そこで、これにたいしては、価格が上って利潤率の低下が隠蔽されることになりながら、それがどういう契機によって突き崩されるのか、という点を説明しておく必要があると思います。もう一つは、それと裏腹の関係でして、宇野先生の場合には、好況の末期に利子率が上がるという問題をどうやって説明するかという点がはなはだわかりにくい。宇野先生も事実上は、恐慌を現実には惹き起こすのは、利潤率の低下の反面に現われる利子率の上昇であって、そのはさみうちにあって資本の絶対的過剰生産が生ずるといわれるわけですが、その利子率が何故騰貴するかという話はうまく説けていない。この点をご承知のように、『経済原論』と『恐慌論』とで説明がかなり異なっていて、前者ではむしろ銀行信用を商業手形の割引に限るという考え方を非常に強く採られている。ところが後者は逆でして、商業信用の問題はほとんど抜け落ちていて、銀行の直接貸付を主として信用の問題を考えているのです。こういうふうに、直接貸付を考えれば、利子率の上昇は割に説きやすいことになる。景気がよくなると資本家はどんどん資金を借りる、だからだんだん利子率は上がる、ということで説けるような感じがするのですが、そうすると原論の体系としてはあらかじめ原論の信用論のところの手形割引以外のさまざまな貸付けを全部入れて説かなければならないということになる。それはどうも原論としてははなはだ都合が悪い。そこで今度は原論では銀行信用は手形割引に限ると

限定すると、では好況末期の利子率の上昇をどうやって説明するか、という問題が出てくるのです。それを何とか解決しようというのがここでの試みでして、簡単にいえば、一方では商業資本の投機的な買いつけによる架空需要ができる、という問題を一つ入れ、それからその架空需要を支えるための、商品在庫の拡大にもとづく信用膨脹を説く、それが具体的には手形のサイトの長期化という形になって現われ、その結果として銀行のところでは、手形割引で流出していく資金が手形の還流として戻ってくる資金より絶えず大きくなるというタイム・ラグが生ずる。そのために銀行券の膨脹、堆積が起こるが、それは最終需要に見合わない架空需要によって支えられた通貨膨脹だから、結局はインフレ状態になって、金と銀行券との価格差をつくりだす——こういうところから利子率の上昇に結びつければ、その過程が説明できはしまいかと考えたわけです。また好況末期の価格騰貴がこういう架空需要に支えられたものであることが説ければ、第1の問題—価格騰貴による利潤率の低下の隠蔽が崩れる理由も説けたことになるでしょう。

それから最後は、原論の最後は何で締めくくるとかという点です。これにはいろいろな締めくくり方があると思うのですが、私の知っている限りではおよそ三つのタイプがある。まず、『資本論』はいちおう諸階級で締めくくっている。いちおうというのは、マルクスの草稿はここで切れている、と書いてありますから、もうすこしマルクスが生きのびていたらまだあとへ何かをつけ加えたかもしれないからです。それから第2のタイプは、宇野先生の場合で、諸所得というか、国民所得というか、それでもって締めくくっておられるわけですね。それから第三番目は、鈴木『原理論』で、これは資本の商品化ということで締めくくるという形になっている。その3つのタイプがあると思います。そのうち最後のものは、私は問題にならないと思います。これは『経済学方法論』で批判しておきましたが、佐美君のいう原論の出発点が商品であって

最後がまた資本の商品化であって、その商品が結びついて循環するから完結した体系になるのだという話は、私にはわけのわからないことをいっているとしか思えませんが、私はもともと資本の商品化というのは原論では説きようがないと考えてます。そこで第1と第2ですが、これは似たようなものだといえれば似たようなものですが、私はやはり最後は諸階級で締めくくるべきものだと考えています。つまり所得論をいちおう入れて、三位一体範疇を説き、それを諸階級までもって行って、資本主義を構成する基本的階級の物質的基礎を説明するというところで終わるべきではないかと思うのです。何故そう考えるかといえば、一つは例のマルクスの「経済学の方法」を手懸りにすると、マルクスは下向の出発点は具体的な国民であって、国民は諸階級に分かれる、というところから話をはじめ、一番簡単な範疇として商品までゆき、また上向して、最後に現実まで戻るといっていますね。その、現実まで戻るといことはやはり諸階級だろうと思うのです。それをもうすこし展開すると、この場合、何故マルクスが諸階級というところに非常にウエイトをおいたかというところ、経済学全体として、資本主義を一つの階級社会としておさえ、その階級関係がいかんして形成されいかに変化していくか、ということの解明するのが一番の課題だ、と考えたのではないかと思います。ですからこれは原論だけの問題ではなくて経済学全体の体系として、まず原論で一番抽象的な形で基本的階級の物質的な基礎を明らかにし、それによって階級関係の基本的な構造を明らかにする。つぎに段階論では階級関係がどう変化をしていくか、とくに資本家階級と労働階級との関係が、重商主義・自由主義・帝国主義という三つの段階をつうじていかに変化していくかという問題を説く。それから私のシステムでは、現状分析ではそれを国家独占資本主義論として捉え直して、国家独占資本主義の中で資本対労働の関係がどう変質するかを説く。ですから経済学の全体系が、階級構造の解明という点を基本的な柱として説かれるべ

きものであって、それゆえに原理論も階級構造を解明するということところで締めくくるべきではないか、という考え方をしているわけです。ですからここではいちおう宇野先生にならって三位一体までゆき、それをもう一度階級関係として締めくくる、という形にしたのです。

なお、この三位一体ですが、ご承知のとおり、日高君の場合にはこれが二位一体になっていますね。そのへんも多少議論のあるところですが、これは先にいった倒錯性との関係もありますが、私はやはり原論のシステムでは三位一体であって、二位一体にはなりようがない、と考えています。

司会 ありがとうございます。これから討論にはいりたいと思います。永谷さん、口火を切ってください。

永谷 最初のこの利子の根拠という論点ですが、大内先生は前から土地所有で所有自体が一定の剰余価値を取得するということが非常に重要なんだということをおっしゃっていますね。これは第三篇の分配論の構成の問題にもかかわっていますが、もう一つはやはり、貨幣の資本への転化のところで、あるいは資本形式論のところで、 $G \cdots G'$ を説かないという大内先生の積極的なお考えとも関連していると思うんですね。宇野原論の場合には、いちおう利子というのは形態規定としては既に資本形式論における $G \cdots G'$ で説いていて、利子論の問題はだから単に利子の（成立する）形態の問題ではなくて、いわばそれが産業資本という土台を基礎にしてどのようにして再現してくるか、という論理のたて方になっています。大内先生の場合、貨幣の資本への転化のところの理解が既に違いますので、そこでかなり土地所有との連関というのが強く問題としてクローズ・アップされてきたようなかんじがするんですね。これは今までの議論の蒸し返しみたいになっちゃうかもしれませんから、利子論との関係で問題にしてみます。先生は、利子の根拠と言った場合、利子を支払いうる根拠というのは従来言われているんだけど、利子を取りうる根拠の方も重要ではないか、と

いう新しい問題のたて方をなされた。その問題のたて方に触れて言いますと、地代について仮りに地代を払いうる根拠だけではなくて地代を取りうる根拠も説くべきだというふうに問題をたてるとしたら、先生はその点をどういうふうにお考えになっているのか、というのをおききたい。

それから現金価格・信用価格の問題のところがありますね、先生がおっしゃったように、マルクスとエンゲルスとで説が違うということから現在でもその二説がずっとあると思うのですけれど、エンゲルスのような理解の仕方をしてしまうと、おそらく市場に既に利率が存在しているということを前提にした上で現金価格と信用価格との差額というふうに言わざるをえないことになって、今これから明らかにすべき利率を先取りした議論になってしまっているのではないか、という懸念があります。大内先生の場合はどうも差額をおっしゃってもその先取りの議論は避けようとされて、売り手市場か買い手市場かによって差額の出方に違いがあるんだとされ、差額はいつもあるというのではなく、現われうるものだ、含みうるのだ、とされそこに問題をみられるわけです。その点仮に先生の説に対して、やはり利率を先取りした議論になっているんじゃないか、という反論があったとしたらどういうふうにお答えになるのか。その二点をお伺いしたい。

大内 前の問題については、地代論のところでもこういう説き方をしておいたのです。つまり資本の競争が必然的に土地所有を外化して、超過利潤の部分をそれに地代として払わざるをえないという関係をつくりだす、と。それによって土地所有には必然的に剰余価値が分配される。それは、土地所有の方に取りうる根拠があるというよりも、資本の競争が諸資本をして払わざるをえなくするということですね。だから先の払いうる根拠と取りうる根拠という表現はちょっと正確ではないかもしれませんが。もし正確に言えば、払いうる根拠と払わなければならない根拠、といった方がいいのかもしれない。だから

ら土地所有の場合には、払いうる方は超過利潤＝自然的条件の差による超過利潤、それからそれを払わなければならない根拠とするのは諸資本の競争をつうじて、利潤率を平均化させようと働く力ということになる。だから超過利潤の部分は第三者に引き渡されるのです。

永谷 土地所有者の方から取りうる根拠というのは……。

大内 それは取りうる根拠でもあるでしょう。つまり、所有が必然的に資本の競争の中で措定される。——つまり自立的に資本の外に現われてきて、資本の方からいけばそれに超過利潤を引き渡す以外にないことになる。したがってまた土地所有者は土地を持っていれば、資本が引き渡そうとしているものを自分の懐に入れうる、こういう関係が成立するわけですね。絶対地代もそれを根拠として、土地所有が地代の支払を要求しうることになる。そして今度はそれを根拠にして、遊休資金を持っている者は当然土地にそれを投資すれば、利子に相当するだけの地代が得られるのだから、それ以外に資金を提供した場合も当然利子を請求しうる、という関係が成立する……。

永谷 産業資本の遊休資金を土地所有に投資するという想定が、かなり唐突な感じがします。先生も、そういう可能性はあるけれども実際は投資するとおっしゃっているわけではないわけですね。

大内 それは具体的には、貨幣市場をある程度想定しなければならないわけで、直接個々の産業資本が土地投資をするとは限らないでしょう。しかし、両者の間に連絡があるということは、地価が地代を平均利率で資本還元した水準に決まる、という関係によって示されているわけですね。両者は現実の社会でもおそらくつながっている。

永谷 そうすると遊休資金の一部はやはり土地の方にも廻っていて、一部は商業信用にも廻る、あるいは銀行預金に廻るという想定をされているのですか。

大内 商業信用に廻るといふか、それで活かさ

れるのは流通資本部分ですね。

これにたいして、ここでは、先にいった、その他の雑多な、より長期的に滞留すべき遊休資金を中心に考えた方がいいでしょうね。けれども現実にはその二つの資金は資本家の頭の中ではきちんと区別されているわけではありません。要するに遊んでいるカネであって、ある部分は短期的に出入りするだろうけれどもある部分はかなり長期的に滞留する、そういう中で資本家の金庫の中では遊休資金が形成される。そのうち比較的長期にわたって滞留すべきものは、何か価値増殖をするように使えれば使った方が資本家としては有利なわけでしょう。

小湊 しかし、商業信用で活用されるのは、流通資本部分だけだといわれるのでしょうか。

大内 そうです。理論的に分析すれば、流通資本に相当する遊休資金とその他の遊休資金とに分解できる。そして商業信用で事実上相互に利用されるのは流通資本に相当する部分だけだ、と理論的には説明するしかない。しかし、個々の資本家の行動様式としては別にあらかじめこの分は流通資本、この分はその他、と区別しているわけじゃない。ある程度こみで計上されるわけですね。しかし実際の経験上、短期的に出入りする遊休資金と、それからかなり長い間滞留しているものとおのずからできてくる。その関係がちょうど銀行預金にはねかえるわけでしょう。だから銀行の方でも、預金としては絶えず出入りする部分と歩留まる部分とになる。というのは、もともと産業資本の遊休資金というものがそういう性質をもっているからですね。そのやや長期的に遊休している部分は性質上——現実にはいろいろな歴史的制約があるからそうすぐにはいかないでしょうけれども——土地所有にも投じうる資金なのですね、理論的には、この点、降旗(節雄)君の反論にも答えておいたのですが、かれみたいに完全にそういうことはない、つまり貨幣市場に出てくる遊休資金と土地所有に投じられる資金とは全然別だといってしまうたら、地価の決定は議論できなくなってしまう。

青才 永谷さんの出された2番目の問題とも関連するのですが、大内さんの場合、利子という概念そのものは結局どこで説くべきだと考えておられるのですか。

大内 どこときちんというのはむずかしいけど、強いていえば利子が独立の範疇になったところ、つまり銀行信用が成立したところでしょう。

青才 範疇としては銀行信用のところで説く、と言われる訳ですね。その場合、その前の商業信用で説かれる現金価格と信用価格との差額は地代との関係において所有に対し剰余価値の分配を要求するということが前もって言われてないと、説けないものなののでしょうか。つまり、その差額は、遊休資金で土地を買うかどうかということとの関連においてはじめて出てくるものなのか、それともそれがなくても出てくるものなのか、という点についてお聞きしたいのですが。

大内 しかし、利子の根拠は、遊休資金はそれ自体として価値増殖をしうるものであるという関係が形成されなければ、与えられないでしょう。そしてそのことを根拠にしなければまた、現金価格と信用価格との差ができてくる理由も説けない。というのは商業信用の場合には、信用売りをしたって売り手は別に損をするわけではないでしょう。

青才 ただ、同時点で同じ価格だったら必ず現金売りをした方が得になるのではないのですか。

大内 同時点で売ればね。しかし同時点では売れないというのが前提になっているから信用売りを選ぶわけですね。

青才 現金で売れないから信用で売るということは、現金でもひどく安くすれば売れるわけですから、現金価格と信用価格とには差があるということの別表現ではないのでしょうか。

大内 ええ、時々にはそういう判断がおこなわれるでしょうね。ことに売り手の立場が弱い時などは。それをもう少し一般的にいうと、近経的な用語を使えば、将来価格の方が安くて現在価格の方が高い、この二つをどう説明するかということですね。近経の場合にはそのことを先

に前提して、その差が利子だというのですが、マル経的にいえば利子が先にあるから将来価格の方が安くて現在価格の方が高い、という関係が生ずるのではないかと思うのですね。では、その利子は何によって生ずるのかというと、それは遊休資金というものはおよそただではない、という関係を前提としている。その説き方は宇野先生のまねをしているのです。すなわち、地代の最後のところで既に所有自体が価値を生むといえますか、所有自体が剰余価値の分配を請求しようという関係が社会的に成立する、それを前提として、信用売買をすとなれば、将来貨幣を受け取るのは当然現在貨幣を受け取るのよりは高くなければ困る、という関係が生ずる、というのです。

小湊 先生の場合そこで既に、未確定な形ではあれ利子が生じているということになるのですね。

大内 そう。だから先の永谷君の二番目の質問についていえば、そういう意味で潜在的にもせよ利子は既に前提されているのです。利子率はきちんと決まらないでしょうが。それが率というかたちで平均化するのは、利子が顕在化しなければならぬから、まさに銀行信用にかかわることです。しかし率はともあれ、ともかく信用価格と現金価格との間には原則として差がある、という観念はできてくると思うのですね。ただしその観念が実現できるかどうかは時々市場条件によるわけです。

小湊 なんか僕などはまだ、商業信用・銀行信用を説く過程で利子がでてくるように考えているのですが……。

青才 私も、現金価格と信用価格との差額を、利子範疇を前提としないで資本間の競争に即して説き、次にそれが銀行信用における利子の根拠になると考えたいのですが。

小湊 そう。それで、結果をみると、土地所有にたいする地代と平仄が合うことになると考えているのですが。

大内 そうなのかなあ。そうなると、そもそも利子は何によって根拠づけるかが問題になるで

しょう。マルクスと同じようにただ払いえばいいというだけのことになってしまいますね。

小湊 いいえ。ただ払いうるという側面だけでなく、同時に産業資本の競争から支払わざるをえない関係が生ずるといふ側面との両面から、利子の発生を根拠づけたほうがいいのではないかと考えています。少々話が長くなり恐縮ですが、ここでは後者の、利子を支払わざるをえなくなる関係に焦点を絞って、現在僕が考えていることを述べてみたいと思います。

銀行は主に、その集中した社会的遊休資金（預金）を基礎に銀行券を発行し、その銀行券で手形を割引く（ばあいによっては、銀行券でなく貨幣をもって割引くこともあるが……）。手形割引を受けることにより個々の産業資本は生産を拡大し、利潤を高めることができる。このように銀行信用を受けることさえできれば一般に利潤を高めることができるということから、個々の産業資本は競ってその信用を受けようとするだろう。そして、個別産業資本としては、増加した利潤の一部を支払ってでも銀行信用を受けるよう努力することになる。

他方、銀行側についてみると、それはなるほど社会的遊休資金の「媒介者」ではあるにしても、預かった資金を他人の資金として単に需要者に仲介してやるブローカーではなくて、ディーラーであることに注目しなければならない。つまり銀行は、預かった資金を自分の資金として自らの自主判断と負担のもとで、これを運用することになる。この場合、集めた資金をそのまま貨幣の形で手形割引に振向けることもあるにはあるが、多くのばあいは、その資金を基礎に（兌換準備金として）銀行券を発行し、その銀行券でもって手形を割引くことになり、しかも後者のほうが質的・量的に中心となる。というのは、大内先生も指摘されているように、預金をそのまま貨幣の形で割引に使用するよりも、預金を基礎にして発行した銀行券でもって手形を割引いたほうが、銀行にとってはるかに有利だからです。またこのばあい、手形割引を受ける産業資本にしても手形の限界を克服するよう

な支払手段なり流通手段なりを求めているのであって、恐慌時など特別のばあいを別とすれば、決して貨幣そのものを求めている訳ではないから、転帳流通しうる一覽払いの銀行券を快く受取る。

以上のようにその形態はさまざまであるにせよ、銀行が集中した資金を自分の資金として融通することになると、それにたいして利子を受取って当然ということになる。このようにして利子が発生すると、個々の銀行にしても預金が多ければそれだけ多くの信用を与えることができ、したがってまたそれだけ多くの利子収入が得られることになるから、利子を支払ってでも預金を集めようとするし、また実際にも利子を支払うことが可能である。こうして、銀行信用により産業資本の個別的な資金の融通関係が社会的な資金の融通関係に代えられるとともに、利子もそのものとして顕在化し範疇として独立する——骨子だけを申しますと、このように考えています。

大内 そういうと二つ疑問がでるでしょうね。一つは、君の議論は利鞘を既に前提してしまっているのではないか、という点です。銀行が預金利子を払う、それから貸付利子をとる、そして利鞘を利潤の根拠にする、ということですね。しかし利鞘をいうためにはその前に利子を説かなければならない。だから僕は銀行よりも前に利子がいかにして生ずるかを説かざるをえないと思うのです。それからもう一つ、銀行がいきなり金貸的に預金を集めてそれを直接に貸付けるという形では説けない。銀行信用を説く場合には、まず商業信用を説いて、産業資本が相互に与え合う信用関係を根拠にして、銀行ははじめて与信業務をおこないうる、といわざるをえないでしょう。そうしないと、マルクスが金貸として想定したものを、ただ、小湊君の場合には預金を集めた銀行、といい換えたただけの話になってしまうのではないですか。

永谷 だからおそらく銀行というのは産業資本にたいして貸し手でもあるし、借り手でもあるという両面がある。マルクスの場合には典型的な

貸し手一方になっちゃったんですけれど、一方の手で借りて他方の手で貸すという関係なんであって、そしてどちらの関係も結局G…G'の関係を通してのわけだから両方で利子ができていて、当然だから利鞘もできていて……というふうに僕は考えているんです。けれど、商業信用を基礎にしているというのも、貸し手であり借り手であるということによって銀行は成立しているという点を説く意味で必要なんだと思うんです。

大内 いや、銀行を考える時与信・受信の両方を切り離してしまっただけで、どちらもG…G'とってすむのかしら。僕はG…G'という形式はそもそも意味がないような気がするのですが、ないというのはつまり点線の中に何が隠されているか何もいわないのだから、何事も説明したことにならないと思うのですね。しかも、預金者と銀行の間もG…G'、銀行と手形割引人の関係もG…G'とってみても、何の説明にもならないでしょう。またこれを資本形式として考えるならば、出発点のGはやっぱり自己資本でないと資本形式にならないのではないのですか。

永谷 そうですけど……。

大内 銀行の場合には出発点のGは実は預金なのですね。

永谷 そうですね。だけど預金として集めたおかねをやっぱり自分の資金として貸すわけですよ。だから貸付利子と預金利子という別立てのものができて……。

大内 だけどそれは銀行が扱う商品にすぎない。そういう意味では小湊君がいうように銀行はディーラーなのです。そして、銀行資本というのは別にある。これは自己資本ですが、銀行はそれを貸しているわけではなくて、資金という商品の売買をしているだけのことです。その限りでは銀行資本というのは商業資本と同じだといえるでしょう。

永谷 私が問題にしているのは、貸付資本もG…G'形式であるということで、銀行資本がそうだということではありません。銀行資本は資金の売買を取扱う資本といってもよい、そのかぎりでは

は、銀行資本は資本形式としては、 $G \cdots G'$ （金貸資本的形式）に入るのではなくて、 $G-W-G'$ 形式に入るといいと思います。取扱う商品が特殊な商品だと言っただけではすまない側面があるのではないだろうか。ディーラーと小湊君が言う意味はよくわからないけど、商業資本家と同じ意味で言っているのですか？

小湊 『資本論研究』（367頁）で降旗さんが「銀行というのはひじょうにブローカー的」だと言っているから、ブローカーだと言うのはまったくおかしいんで、ブローカーだったらたんに預金者の持っている資金をもう一方の資金需要者（手形割引依頼者）に紹介するだけで、したがってまた手数料をとるだけであって、利子をとることはありえない。これにたいして銀行は、いわばディーラーとして、自分の責任で資金という商品を買って（＝預金を集め）、それを自分の商品として、自分の責任で資金需要者に売って、両者の価格差（＝利鞘）を自らの収入とするものですね。そういう意味で銀行資本は商業資本と同じだと思っています。

永谷 その意味ならいいでしょう。しかし、僕が気にしているのは、資金の売買を強調することによって、資金の貸付・返済関係、いいかえると貸付資本という概念を否定してしまう傾向です。

銀行券による手形割引の中にも貸付・返済の関係が含まれているし、預金の関係にも貸付・返済の関係がある。両方で貸付・返済関係があるから、利率も両方で当然できるしね、ただし銀行資本は決して自己資本を貸しているわけじゃなくて、それは両方の $G \cdots G'$ を媒介するために使っているわけだから、利鞘をその資本のための利潤とする。銀行をディーラーといっただけで、この点をはっきりしないと、利子という範疇はとらえられないのではないだろうか。

大内 だけど、先にいったことだけど、その場合、 $G \cdots G'$ は資本ではないでしょう。両者を切り離して形式だけをいえば、価値増殖しているから、資本だともいえるでしょうが、それは銀行資本のことではないですね。

永谷 貸付・返済で動いている資金は銀行資本ではありません。銀行資本の媒介によって資金が動いているんですけど、銀行券をとおして貸付・返済という形で動いている運動全体をみれば、それは資本になっているんじゃないですか。

大内 かりにそれを資本だと捉えたら、君が先にいった、貨幣の資本への転化の時の資本概念と非常に違ってきますね。あの場合には、まさに、商人資本的形式だって最初の G は商人が持っているのだし、産業資本的形式だって最初の G は産業資本家が持っている。だから宇野先生は、おそらく、あれを銀行資本といわないで金貸資本といわれたのでしょうか。

永谷 そうです。だから宇野さんが原論では貸付資本は説けるけれど、貸付資本家は説けない、というふうにいったのもそのためでしょう。だからそういう意味で資本家のいない資本というのは変な範疇（笑）のような気がするけど、銀行が高利貸しと違った非常に特殊な、近代的な意味があるのも、原理論での貸付資本範疇の特殊な成立によって、明らかになると私は考えています。

大内 ぼくは貸付資本という概念も不用だと思うのですが、それは措くとしても、そこが金貸とは違うということがはっきりして、しかもそれは本来の銀行資本とは区別しなくてはならないという点をはっきりすればいいのです。おそらく僕は、宇野先生に至るまでそこは非常に曖昧だったと思う。マルクスはもう非常に曖昧ですね。かれは、銀行固有の資本としての bank capital とその運用資産たる banking capital をどちらも Bankkapital と訳してしまった。それは英語とドイツ語の差ではなく、もともとマルクスには区別の意識がなかったのでしょうか。しかし宇野先生も銀行資本については何の規定も与えておられないのです。

司会 次に発券の集中の問題を議論していただきたいと思います。大内さんの場合、従来一緒にされていた発券集中または独占の問題と銀行間の組織の形成という問題とを区別して説かれています。その点についてももう一度おき

きしたいと思います。

大内 どういうわけか、宇野先生以来日本では、発券が一行に独占され、それが中央銀行になるというところまで原論で説こうという考え方が強くなったのですね。しかしこれは史実とも対応しない。比較的早い段階で発券が一行に集中されるとするのは、日本みtainな後進国の特徴で、一般には、形式上は複数の発券銀行が英米のように今日までもこの例があるにしても、実質的に一行に集中されるのはむしろ帝国主義段階の特質でしょう。原論の前提になる純粋資本主義にそんなものが入るはずはないのです。

たしかに銀行相互間には、手形交換とか送金・両替とか、債務の取立てとかの必要上、コルレス契約みたいな組織ができるでしょう。また、銀行券は社会的に流通する必要があるという点からいえば、弱小な銀行が発券をやめて、有力な銀行に再割引を求める、という関係も成立しうるでしょう。しかし、そういう組織化が、発券の独占にいたる、ということはいいようがない。ぼくは原論としては、そういう組織化はできるというところまでいって、その組織化が具体的にどのような形をとり、どう変っていくかは国別に違ふし、歴史的にも違ふことですから、段階論なり現状分析なりで説くということでもいいのだらうと思うのです。

永谷 その点は私は別に考えています。自由主義段階で現実に発券が一つに集中されなかったとしても、純粋化傾向としては、集中化があったと考えてよいのではないかと、思うのです。貨幣形態の統一と似た側面と考えます。帝国主義段階で多く発券の集中（一行への）がおこったという問題は、原論とは別の問題が含まれていると思います。独占が形成され銀行間の自由競争が大きく失われて、経済への国家の介入が必然化し中央銀行が国家を背景に特別な意味をもつ。この場合の発券の独占は原理以上の特別な意味を帯びてくると思いますが、段階論でない一つへの集中が説けない、というのではないのではないかと。銀行間の自由競争を想定して、中央銀行をとくことはできるのではないでしょ

うか。原理での一つの中央銀行は独占とは違うのではないのでしょうか。

司会 次は発券の限界という問題について議論していただきたいと思います。

青才 大内さんは、発券の限界を貨幣の流通必要量との関連で与えられている訳ですが、信用が問題になる場合には、商業手形も——小切手は別にしても——問題になる訳ですから、銀行券のみを取り上げて貨幣の流通必要量を越えているかどうかを議論できないのではないのでしょうか。

大内 もちろん商業手形も、転々流通する限りでは流通貨幣量の中に含まれるでしょうね。それから、相殺によって消される場合は、マルクスの支払手段としての貨幣のところでも、相互に相殺される部分は、一定期間に取引された商品の総価格から差し引いてしまっていますね。考えようによっては手形の流通は、相殺分としてもいいかもしれません。しかし、そういうきちとした定量的な関係を説く必要はないのでして、ここでの問題は、要するに古い通貨論争の蒸し返しなのです。つまり銀行券は手形割引に應ずる限りでは無限に発行できるのか、あるいはそれは銀行の兌換準備金ときっちり一致しなければならないのかそこをきちんとしていという議論だと思ふのです。

青才 宇野さんの説もはっきりしない点がある訳ですが、もう少し、宇野さんの議論を生かし、貨幣の社会的な流通必要量というレベルではなく、個別銀行資本に反映されるような、金準備量およびその動向等を重視したいのですが。

大内 それは要するに、銀行の経営上の目安にすぎない、つまり発券量と準備金との関係ないし比率は経験的に確定されたものにすぎない、とぼくは考えているのです。つまり銀行としては経営の安全をはかるためには、むやみに銀行券を出しては困るという経験をもっている。だから自分のもっている準備金の何割増し、というような一つの目安をもつのです。それ以外に目安をもちようがないわけですから。

青才 もし発券が必要量を越えた場合には兌換が請求されるといわれている訳ですが、それは

価格が一般的に上昇するというを言いかえているにすぎないのではないですか。

大内 必要以上に銀行券が発行されると、価格騰貴が生ずる。その場合に、兌換が維持されている限りは金だけは価格騰貴が起こらないはずですから、そこにギャップが生じてくる。そのギャップが兌換請求を惹き起こすのです。

永谷 青才君はそういう流通必要量にかかわる銀行券のことは原理で規定すべきではない、と言おうとしているんですか。

青才 もともと、私は、第一回研究会でも言いましたように、「貨幣の流通必要量」という概念に疑問をもっておりますので、それを使わないで、宇野さんの資金の形成とか消費とかいう点にもう少し固執して、発券の限界という問題を考えて見たいのです。

大内 流通必要量という言葉はぼくもあまりよくないいい方だと思っています。マルクスが使ったから、便宜的に使っているだけです。流通必要量という、あらかじめ必要な量がきまっただけで、それに応じて通貨が発行されるという感じがしますが、そうではなくて、それは結果的に規定される量ですね。たとえば流通可能量とでもいった方がまだいいのかもしれない。流通界で価格水準を変えない範囲で吸収可能な貨幣の量、ということですね。

青才 貨幣の流通必要量とか流通可能量とかを問題にする場合には、商品に対する貨幣の過剰という点に発券の限界を求めることになると思います。ですが、発券の限界という問題は、資本の過剰を反映して信用も過剰になされるという点において、それ故、商品・貨幣レベルではなく、資本・資金レベルで考えるべきではないでしょうか。また、その方が恐慌論にも生きると思うのです。

大内 それはここでもある意味ではそう考えているのです。ただ、手形割引きから事が起こってくるわけですから、そういうロジックの線上で考えると、本来ならバンキング・プリンシプルみたいないい方になるわけで、手形割引きというのはすでに商品流通の結果として生じてい

る、その手形をただ銀行券に置き換えるだけだから、銀行券の過剰発行ということはありません、という議論になりそうですね。だが現実には、手形の——仮に融通手形とか架空手形とかいうインチキなものは考えないにしても、手形のサイトが延びていくという関係が入ってくると、銀行券で割引き限りにおいてはたえず銀行券が流通界に堆積されるということになる。そういう関係を一つ想定しながら、その限界を考えよう、という発想なのです。だからこの限界というのは、事実上はあとの景気変動論と結びつけないとはっきりいえない。というのは、この限界は、結局は恐慌の過程で現実化するわけですね。そして恐慌によって強制的に銀行券が縮小される、というところに限界が現われる。

永谷 大内先生の場合も、銀行券が、労賃支払いその他の一般的な流通にまで入る、というふうに想定されているわけですか。

大内 それはそうです。

司会 それでは次に商業資本のところの問題に移ります。仕入れを全部信用でやる、だから仕入れ資金は商業資本の自己資本にはならないという点に関してはどうですか。

永谷 これは僕は未だに自分自身よくわからない点なんですけれど、日高さんや小湊君のように、仕入資金は全部手形でやると言いきってよいかどうか……。実際はできるだけ手形でやろうというのは事実です、これはもう明らかに利潤率が上がる。だけど原理的にそれだけで一貫して説けるか疑問があるのです。商業資本にとってはやっぱり期間が、買入れた商品売るまでの期間が非常に重要なわけですね。その問題が、手形で買っているということになると抜け落ちちゃって、期間が長ければ所詮利子をたくさん払えばいいんだというだけの議論になってしまうかという気がする。自分のおかねで買い取ったという面が残っていると、やっぱりできるだけ早く売らないと困るという面があるでしょ。全部手形だと……。

小湊 いや。そのばあいでも利子を支払わなければならぬという形で圧力はかかります。

永谷 利子の負担が増える、というだけでいいのかなあ……。

小湊 お互いに商業資本同士激しい競争をしているわけでしょう。片方で信用をフルに使っているのともう一方のそうでないのとでは、それはやはり両者の利潤率の差としてあらわれ、後者——信用を使わない商業資本——は結局競争に敗れて消えてゆく……ということになりませんか。

永谷 え、だからできるだけみんな信用を利用しようとするんだけど、信用でやれないところがあって、やっぱり買い取りもやらなければいかんという面が残っているんじゃないか、という気がするんだけど。

大内 固有の商業資本部分だって回転をはやめればコストは節約されるでしょう。例えば商業労働者だってより少なくてすむし、貸銀支払額も減る。店舗の費用、倉庫の費用もそうですから君のいう回転促進へのインパクトは常にある。仕入れを信用でやっても、その点は変わりません。それから、ぼくも、多少の留保はおいています。つまり、景気のある局面では現金買いをせざるをえなくなるという側面はもちろんあると思うのです。つまり好況末期に極端に市場が緊迫してきて売り手市場になってきた場合は、誰も手形では売らない。すべての売り手が現金でなければ売れません、といい出せば、いやでも現金で買わざるをえないといった局面はありうると思います。ところが、宇野先生の場合には——マルクスもそうですが——仕入資金は原則として自己資金だ、という考え方ですね……。

永谷 そうですね、最初それで説いて、のちにできるだけ手形を利用する……。

大内 山口君の場合もそうですね。ひとまず自己資本で仕入れる形で説いて、あとから信用を説き、そうなる信用利用もありうるという説き方になっていますね。

青才 山口さんの場合には、商業資本を信用論より前に説きますから、商業資本が信用で買うかどうかは、問題にならないのではないのでしょうか。

大内 そう。だから商業資本を説くときには、信用売買は考えられない仕組みにならざるをえない。しかし、山口君が商業資本を信用の前に出す体系にどうしてああ固執するのか、ぼくには理解できかねます。いつかかれに、そうした仕入資金は体系上どう処理するのかときいたことがあります、いや現実に商業資本は信用で買うこともあれば現金で買うこともある、というイメージだ、といていた。しかし、実は仕入資金を自己資本にしたために、山口君の——もともとはマルクスの——商業資本の説き方が、無用に複雑になっていることはたしかでしょう。仕入資金をはずしてしまえば、商業資本の話は大変簡単になる……。

青才 しかし、産業資本だってできるだけ信用で買おうとする訳ですから、信用の利用度が商業資本の場合量的に大であるという程度の差の問題にすぎないのではないですか。

永谷 大内先生の場合それは逆にして、原則として手形で買うんだ、例外的に現金だとするんですね。それが商業資本の本性を示すという面もわかるんだけどなあ……。

大内 もう一つ、理論的な問題としては今いったように、マルクスみたいに、仕入資金を自己資本にすると商業利潤とか商業労働とかの説き方がものすごくめんどくさくなるのです。

永谷 めんどくさくなりますし、何故商業資本にまかせたかわかりませんね、産業資本がやっても同じことを商業資本がやっているだけということにもなる。

大内 だからそれをはずしてしまうと商業資本の難問といわれるのは非常に簡単に解決がつくのです。マルクスは逆に、固有の商業資本の方をどこかにおっことしてしまって、仕入資本だけが商業資本みたいな説き方さえするものだから、難問が出てきたのでしょう。ぼくの頭が単純にすぎるのかな。しかし真理は簡明なものなのですよ。

永谷 マルクスの場合はやはり利潤論のいわば延長としてそのまま商業資本論をやっているということがあるからなあ。

司会 では次に、株式資本の問題に移ります。

青才 株式資本論に関し、以下の4点を問題にします。

① 大内さんは、利潤の質的分割論は、もし株式資本・資本の商品化が説けるのだったら言えるだろうが、説けないから言えない、と言われていています（642頁）。私は、それを逆手にとって、積極的に株式資本および資本の商品化を説き、それを踏まえて質的分割論も説くべきだと言いたいのですが。

② 大内さんは、そもそも株式資本とか資本の商品化とかいう話は帝国主義段階の問題だから、原理論にははいらぬ、と言われていています。だが、原理論は自由主義段階論ではない訳ですから、株式資本に関し原理論的な説き方と帝国主義段階論的な説き方の2つがあってもよいのではないのでしょうか。私の場合、岩田（弘）さんのように、原理論の株式資本論で帝国主義の規定を与えるという意図は全然ないのですが、原理論で株式資本を説いておかないと、原理論が資本主義一般論として不完全な気がしてならないのです。

③ 従来は、配当を求めて株を買うというレントナー的人物は純粋資本主義社会の中では想定しえないから株式資本は説けないと言われていています。ですが、配当を求めて株を買うという中小株主的な社員のみで株式会社は構成されている訳ではないと思います。大株主に焦点を置けば純粋資本主義の下でも資本結合による株式会社の成立は言えるのではないのでしょうか。

④ たとえ、株主は全てレントナー的だと考えたとしても、大内さんの場合には遊休資金で土地を買う産業資本家を考えておられる訳ですから、産業資本家が遊休資金で株を買うということを考えてもいいのではないのでしょうか。また、株の方が資本の買う対象としては土地よりも似つかわしいように思えますし（笑い）。

大内 いろいろな問題が出てきましたが——まず、原論は確かに自由主義段階に限定されるわけではない。むしろあらゆる資本主義の段階を通ずる基本原理を明かにしているわけです。と

ころが株式会社が全面的に成立して、したがって資本の商品化も全面化するのには、資本主義の基本規定じゃなくて、特殊な歴史段階に現われる特殊歴史的な現象であると、考えざるをえない。

青才 ですが、株式会社は、東インド会社等重商主義段階にも存在し、運河・鉄道等自由主義段階にもある訳ですから、株式会社は帝国主義段階に特有なものだと考えるべきではないと思います。帝国主義段階に特有なことは株式会社の普及なのであり、株式会社の成立そのものの根拠は、自由主義段階にもあり、だから原理論の中にもあると、考えるべきではないでしょうか。

大内 いやそれは少々違う。資本の商品化がいえるような株式会社制度というのは、基本的には所有と経営の分離が生じた場合ですね。重商主義段階のジョイント・ストック・カンパニーはむしろのこと、自由主義段階の鉄道会社だって、まだ資本の商品化が完成しているわけではない。もともと有限責任ではないのだから……。

青才 帝国主義段階では、大株主にとっても、所有と経営が分離しているのですか、

大内 大株主にとっても多かれすくなかれ分離するでしょう。ヒルファディングみたいに、大株主がかならず経営を握るというのは、少々いいすぎだし、当時のドイツの特殊現象ではないですか。それはまだ同族会社みたいなもので、過渡的な形ですね。しかし、すくなくとも大多数の株主にとってはそこでもすでに所有と経営は完全に分離している。そのことからまた、ここに書いておいたように所有にたいしてはレントナー的な地位が与えられ、経営にたいして企業利得が割り当てられるという関係がはじめて確定されるのです。それは、帝国主義段階に特有の関係だと思います。そこで、もし青才君のように株式会社を一般的に前提すると、例えば、生産論で資本なり資本家なりをイメージするときも株式会社の資本や資本家を含めて考える、ということになりませんか。

青才 私は原論で株式会社を説くときには、内部留保と配当との双方を自分の取得分だ、利潤

だというふうに観念しうるような、大株主をどちらかといえば中心に説きますから、個人企業の場合とそんなにちがわないと思います。

大内 しかし株式会社の場合には、株式配当分はゼロになっても経営がつづけられるということになる。それでは原論的ロジックにはならない。それに、原論で株式会社まで説かないと具合が悪いという理由がわからない……。

青才 原論で資本主義の基本的規定は全部説いておかない限り、資本制経済の一般理論としての原論にはならない気がするのです。

大内 しかし、さっきいったように、東インド会社みたいな発生期の株式会社というのは、資本が商品化しているとはいえないでしょう。ジョイント・ストック・カンパニーというから株式会社みたいだけど、あれは合資会社みたいなもので、ただ共同出資をしたというだけのものでしょう。株式が自由に売買されていたわけではない。

青才 ローの制度とか南海泡沫とかいう場合には、株式の投機的な売買がされていたのでは……。

大内 それは前期的独占の利権の売買とみるべきではないかな。証券市場があって一般的に売買がおこなわれているというのではない。

永谷 しかし、ある程度所有と経営の分離もあったみたいですね、商人資本……東インド会社なんかでも。

大内 ええ。一番先の起こりはマーチャント・アドヴェンチャラーズですね。あれは所有と経営が分離せざるをえない。船に乗っていく奴は限られているのだから(笑)。けどもう一つ大事なことは、株式会社制度が本来完成されるのは、さっきふれたように、有限責任制度ができてからですね。これはイギリスでも19世紀の後半に入って出来てくる形ですね。その前の無限責任制のときは株主はまだ全人格的に経営責任を負っていて、レントナー化しているわけではないでしょう。

青才 その点に関しては、イギリスではパートナーシップ的な規制が強くて有限責任化が遅れ

たという特殊性があると思います。それから、凡く商法的にはそう規定されると思いますが、株式会社の成立の指標を有限責任制に求めているのかという問題もあります。また、今問題となっている有限責任制は、大株主をも含めた社員全員の有限責任制の問題ですが、その有限責任制が公認される以前においても、合資会社の形態での有限責任化は事実上生じており、——形式的にはまだ凡く取締役の承認を得なくてはならないとかいう規制はあったと思いますが——持分を擬制資本化して売買するということはあったのではないのでしょうか。ですから、経済的にはまたは実質的には資本は商品化しているのだけれど、様々な国家的な規制とかなにかで、その法的・明示的の実現としての有限責任制の公認が遅れていた、というふうには考えられないのでしょうか。

大内 たしかに、実際の取扱いとしては、いわばみそっかす的な参加者にたいしては免責するという関係はあったのかもしれない。その辺は具体的な歴史はよく知りませんが。

永谷 鉄道なんかどうだったのかなあ？

青才 鉄道ははじめから有限責任じゃないですか。鉄道は特別法か何かで有限責任が認められており、その後それが、一般にも認められるようになるという形で有限責任制が確立したのだと思います。

大内 鉄道を除いて、産業は無論だけれども、イギリスでは株式会社銀行というのもバング・オヴ・イングランドをのぞけば、なかなか認めなかったわけですね。個人銀行の方が信用があった。

小湊 それにパートナーシップと言っても、日本でいうと合名会社みたいのと合資会社みたいののがあったわけで、最初のうちはやはり合名会社みたいのが圧倒的で、それが次第に、と申しますか、19世紀の半ば以降なんでしょうけれども合資会社の比重が増してくるようですね。

大内 経営規模が拡大してくると、まわりにFRINGEがつく。はじめはだからまさにブラザーとか、ファーザー・アンド・サンとか、そう

いう形だったのですが、経営規模が拡大して資本が余計に必要になってくると、投資はするけれども経営には参加しないフリンジがだんだんついていくということはあったようですね。しかし、それを一般化して、資本の商品化ははじめからあるという青才説は少し鈴木『原理論』にかぶれているんじゃないかな（笑い）。

永谷 まあ段階論の反映説については問題があるけれど、それ以外に青才君が何か言っていた、遊休資金を、土地を買うのに使うのだったら株を買うのにも使う、と想定してもいいじゃないか、という議論があったね。

大内 株式会社を何故原論では積極的に説かないかといえ、要するに歯止めがなくなってしま、ということなのです。つまり株式会社が全面的に展開し、資本の商品化が全面化すると、逆に資本主義が必ず変質をする、という問題がでてくる。だから、そこは一線を画さなければいけない、といっているのです。

伊藤 青才君はそれと反対で、大内先生たちはなるべく早目に原論の幕を閉じたがっている（笑い）……。

大内 宇野先生はだから資本の商品化は、「観念的」にはだったか「理念的」にはだったか、ともかく原論で説きうるが、現実の問題としては段階論でなければ説けない、という形で線を引かれたわけですね。ぼくは何も「観念的」に説けるなどと譲歩しないでも、その前で切ってしまうといいと思っているのです。もっとも、資本の商品化が全然ないといっているわけではありません。原論的にもそれには一定の根拠がある。それは擬制資本ができるという点ですね。ただ、原論で積極的に説ける擬制資本は土地所有だけだと思うのです。

永谷 そうすると資本の商品化は説かないけれども、土地の商品化は説くということなんですか。

大内 ええ。だってそれは歴史的にいても非常に古いものでしょう。

永谷 古いけれども、原論で説くのは飽くまでも擬制資本としての土地の商品化ですね。

大内 それこそ、歴史的にいても原始的蓄積が終って、労働力が土地から分離されるということは、土地自身が商品化するということですね。

永谷 しかし、少くとも原論で土地価格が成立すると言ったときには擬制資本での土地価格しか考えないわけですね。

大内 ええ。しかしそれはすでに土地所有を前提にして（それは地代論ですすでに説いた上で）、土地価格が利子率によって資本還元されたものとして決定されるということを行っているだけです。

永谷 そういうかたちで土地価格を説くんなら、資本の商品化だって説けるんじゃないかという説だってありうると思うんですが。

大内 しかし、その場合には、資本が土地と同じように、単なる所有であって機能しない、いわば単なる所有にまで抽象化されるということが可能にならなければならない。それは具体的にいえば単なる株主——機能資本家と区別された単なる株主ですね。それが成立しなければ資本の擬制資本化は説けないでしょう。ところが、単なる株主が成立するというのは、先にいったように、所有と経営の分離によるのですが、そこまでいくと今度は資本主義が完全に変質してしま。だから、必然的に資本主義が変質するということをいうためには、資本主義自体のメカニズムの中にそういうものが内在している、ということはいっておいてもいいかもしれません。しかしその必然的変質が、現実化するのには19世紀の末なのでして、ぼくは、そういう変質した資本主義まで含むというかたちでは、原理的世界は形成されようがないと思うのですよ。それでは純粹資本主義でなくなってしまう……。

青才 私も、株式資本を説いて資本主義の変質をいいたいという訳ではありません。現実の株式資本を問題にする場合には、当然段階論的な支配集中とか独占とかいう点が問題になる訳ですが、原理論では、株式資本を、資本の商品化を通じて現実資本を流動化することによって固定資本の資本移動・蓄積に対する制約性を解除

するという点で、それ故、部門間の利潤率の均等化を促進させるといふ側面において説くべきだと思っています。

小湊 そういえば、ヒルファディングも『金融資本論』（第11章）のなかで、たしかにそれに似たことをいっていましたね。

大内 さあ、それが果して均等化を促進することになるのかな。僕は逆だと思うのです。あれは、株主の手取りが利子率に均等化するだけであって、利潤率の不均等を利子率の均等化でおおっているだけだと思うのです。実質的には利潤率が不均等のままで生産がつづけられ、現実資本の移動が押えられることになる……。

青才 ただ、おおっちゃうとですね、創業者利得は利潤率が高いところほど大きい訳ですから、その創業者利得を求めて増資がなされることになりませんか。そして、その結果、その部門での商品供給は増える訳ですから、利潤率均等化機構になっているのではないですか。

大内 そうかな。いや多少そういうことは起こりうるかもしれませんが、ヒルファディングのような意味における創業者利得だったら逆ですね。あれは実物資本＝現実に機能している資本よりも、株式発行の名目資本の方が小さいんですよ。そこで創業者利得が取れるような関係になっているのです。というのは、先に銀行から借入れをして現実に投資してしまうでしょう。だからさしあたり株式会社の資本が1億円であっても、投資量は2億円になる。そうすると2億円の機能している資本の配当を1億円の株式に与えるわけですから、配当率は非常に高くなる。そこで株の相場が非常に高くなる。だからその差額としてキャピタルゲインが得られるのですね。

青才 でも、今の先生のお話しは、ヒルファディングが創業者利得を問題にしたドイツの実態はこうだったという話で、ヒルファディングそのものはもう少し一般的な形で言っているのではないですか。

大内 一般にそういうものじゃないのかな。つまり先に投資がおこなわれて、利潤量が拡大を

する。その結果として配当率が高くなるわけですね。そうでない場合もちろんあるけれども、そうでない場合には一種の投機になるでしょう。

小湊 アメリカの例のように、そういったばあいにはたいてい独占の問題が入ってきますけれども……。

永谷 それと青才説は、株式資本によって固定資本の流動化をやるようになった時代というのは、実際はもう利潤率の均等化が貫徹しえなくなった時期だったという事実と反する……。

青才 その点は次のように考えています。巨大な固定資本が存在する場合には資本の結合または資本の商品化によってそれを流動化させるような機構を資本主義はもともと持っている、それを原理論で説く、帝国主義段階になり固定資本が巨大化し利潤率の均等化が阻害されるようになると、それだけますます資本の商品化による流動化への要請は強くなり、そのためその流動化機構が前面化し株式会社制度は普及・確立する、という形で捉えればよい、と考えています。ですから、原理論では、帝国主義段階になって顕在化する資本主義の一般性を説く訳で、別に資本主義の変質を説く訳ではないのです。

大内 それは、ぼくの理解では、そういう変質しうる可能性というものが資本主義のメカニズムの中にあることは確かだと思うのです。だけれど、それが現実化して、株式資本になる時には、必ず独占化が生ずる、といった問題を必然的にともなうわけですね。だから逆にそれを抜いてしまうと、鈴木さんの帝国主義論みたいに、独占なき帝国主義論になり、帝国主義論の方も骨抜きになってしまう。鈴木さんの帝国主義論というのは資本の商品化だけいえばよいというもので、独占はいらない、という。独占なき帝国主義なんてそもそもあるかといつかみつけたことがあるのですが（笑）。

司会 では、いろいろほかにも議論し足りない問題も残っているかと思いますが、時間の都合もありますので、研究会をこれで終えたいと思います。出席者のみなさん、それから大内先生、どうもありがとうございました。